

提言

瀬田川の あるべき姿

「楽しい水辺利用」のために、
わたしたちができることを

Set
*The only river
From
Lake Biwa*
a



瀬田川水辺協議会
イメージキャラクター
せたまるくん

瀬田川水辺協議会



提言：瀬田川のあるべき姿

瀬田川水辺協議会は、平成 15 年 9 月 5 日に河川管理者が提示した「淀川水系河川整備計画基礎原案(基礎案)」の趣旨に沿って、平成 16 年 2 月に設立されました。淀川水系河川整備計画基礎原案では、河川整備の基本的な考え方として「これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、『生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。』との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。」、河川整備の方針として「今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。」と唱えています。



本協議会は、この淀川水系河川整備計画基礎原案(基礎案)の趣旨に沿って「瀬田川の既存の棧橋や係留施設の集約・共有化」、あるいは「水辺のあり方」について検討することを中心に「瀬田川に関するもしくは関連するテーマ」について協議し、その協議内容を今後の近畿地方整備局の瀬田川に関する河川整備に反映させていくことを目的としています。

瀬田川水辺協議会は、平成 16 年 2 月に第 1 回を開催してから、これまで約 3 年間にわたり、合計 10 回の協議会を開催してきました。その間、委員の方々はもとより協議会に傍聴に来られた方のご意見、さらには、合計 8 回開催しました対話集会において沿川の住民の皆さまを中心に、貴重なご意見を数多く頂戴してきました。



「提言：瀬田川のあるべき姿」は、水辺利用者、沿川の住民の方々、瀬田川に関連する諸団体関係者、地方自治体や河川管理者の「瀬田川のあるべき姿に対する総意」であることから、本協議会としては提言を活用した楽しい水辺利用ができる雰囲気づくりや沿川のまちづくりが行われることを期待します。

目次

提言：瀬田川との約束

－ 瀬田川ルール －

4

提言：水辺の景観

16

提言：水辺の植生

40

これまでの経緯

瀬田川水辺協議会は、平成16年2月に第1回の協議会を開催してから、これまで約3年間で合計10回の「協議会」、8回の「対話集会」を開催してきました。その間、「散策路を中心とした楽しい水辺利用」、「水辺の景観」、「水辺の植生」、「水辺のルール」の4テーマに基づき議論を重ねてきました。「提言：瀬田川のあるべき姿」は、これらの軌跡をとりまとめたものです。

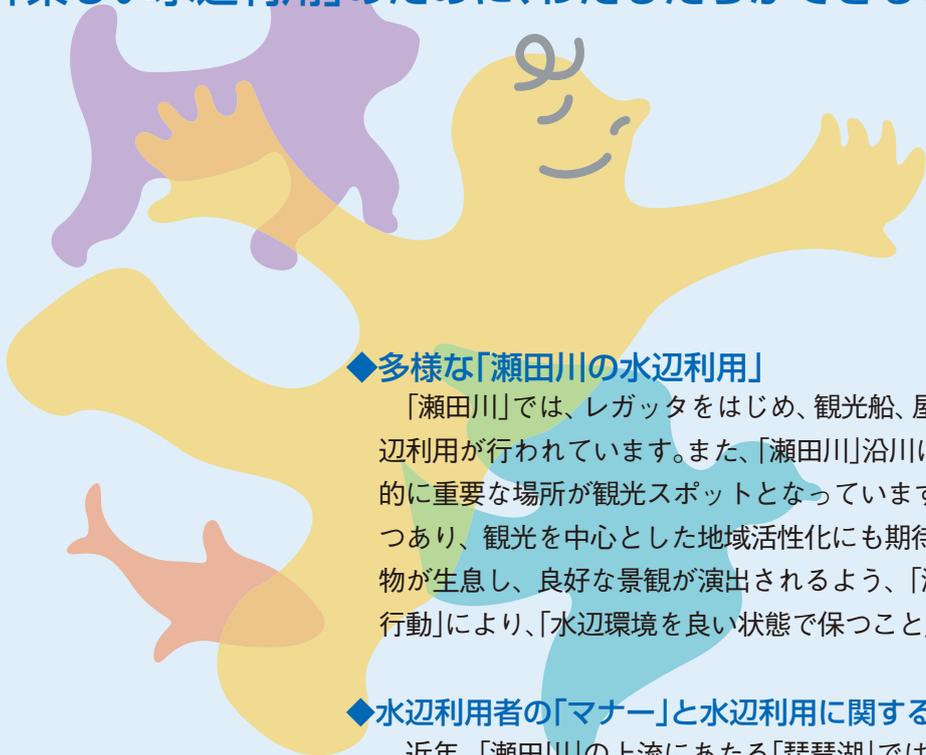


提言：瀬田川との約束

－ 瀬田川ルール －

提言：瀬田川との約束 – 瀬田川ルール –

「楽しい水辺利用」のために、わたしたちができることを



◆多様な「瀬田川の水辺利用」

「瀬田川」では、レガッタをはじめ、観光船、屋形船、シジミ漁業など、多種多様な水辺利用が行われています。また、「瀬田川」沿川には、「石山寺」や「唐橋」といった、歴史的に重要な場所が観光スポットとなっています。「瀬田川」では、散策路も整備されつつあり、観光を中心とした地域活性化にも期待が高まります。このため、多様な動植物が生息し、良好な景観が演出されるよう、「瀬田川の水辺を利用する方の良識ある行動」により、「水辺環境を良い状態で保つこと」が必要です。

◆水辺利用者の「マナー」と水辺利用に関する各種条例の制定

近年、「瀬田川」の上流にあたる「琵琶湖」では、外来魚の増加に伴う生態系の悪化や水上バイクによる騒音、排気ガス等の発生、プレジャーボートの不法係留などの問題が多発しており、これらの問題の多くは、水辺利用者に関するマナーの問題となっていました。

そこで、滋賀県は、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」により、「外来魚の再放流の禁止（同条例第 18 条）」や「2 サイクルの原動機の使用禁止（同条例第 15 条）」など、いわゆる「琵琶湖ルール」を設定しました。また、琵琶湖における水上航行の規則として「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」が施行されており、さらに、琵琶湖におけるプレジャーボートの不法係留対策として、「係留保管場所以外の公共水域における係留保管を禁止」した「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」が平成 18 年 7 月より施行されています。

◆「瀬田川との約束」の策定

「瀬田川」は、地形的にも「琵琶湖」と連続しており、これらの課題を一体的に捉え、解決する必要があったことから、これら各種の条例は、瀬田川洗堰上流までを対象としています。しかし、瀬田川の水辺利用の現状をみると、これら条例の違反や、条例には抵触しないものの、水辺利用者の「良心（モラル）」にお願いする事項が多くあります。

そこで、瀬田川水辺協議会としては、水辺を利用されるさまざまな人が、今後も良識ある利用をしていくよう「瀬田川との約束」の策定に至りました。

この「瀬田川との約束」は、「琵琶湖ルール」や既存の条例を踏まえながら、瀬田川固有の河川特性、地域性を考慮し策定しました。「かけがえのない、美しく歴史あふれる瀬田川」をわたしたちが楽しく、気持ちよく利用していくため、「全ての水辺利用者」、「沿川自治体」、「河川管理者」等が、それぞれの立場で規範を守っていける仕組みが重要であると考えています。

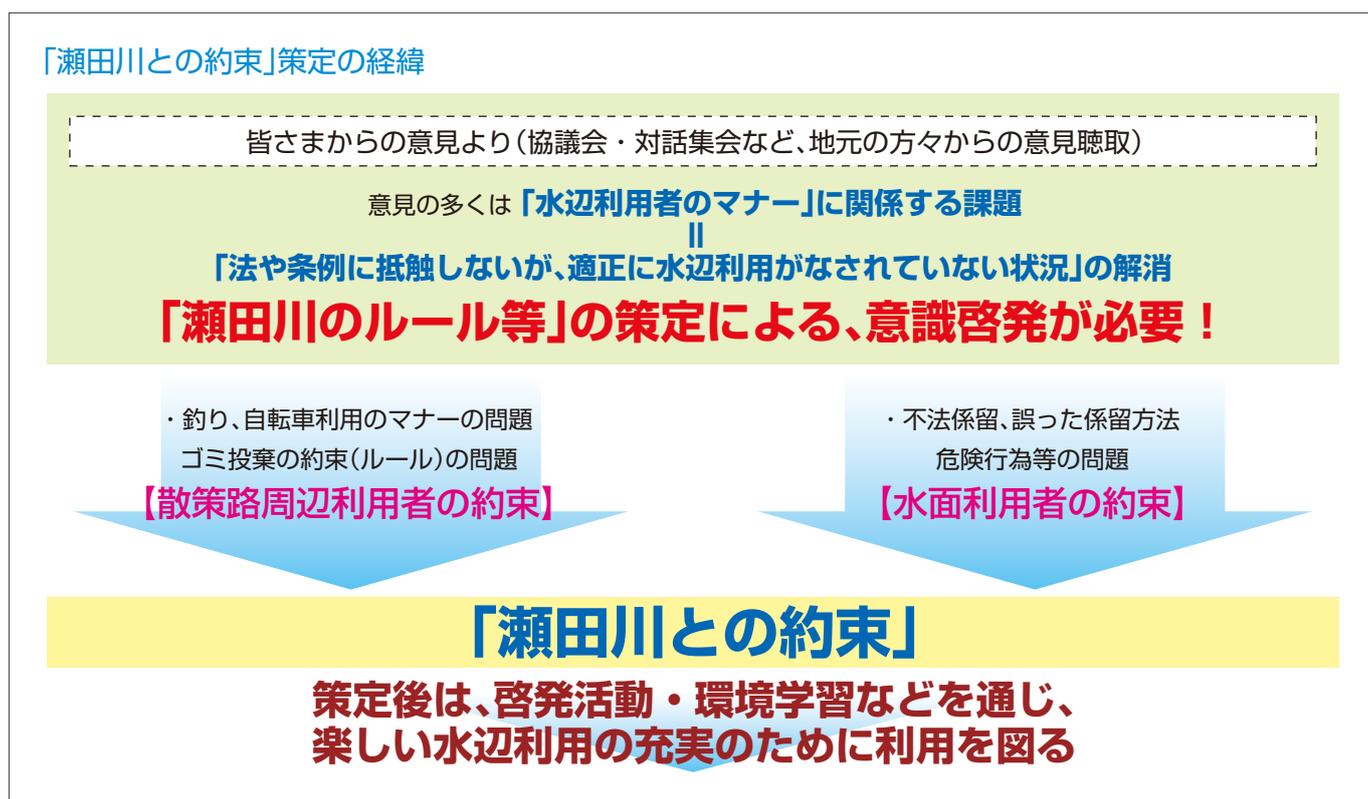
「瀬田川との約束」を守り、利用者のマナーやモラルの向上が図られるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

「瀬田川との約束」策定の経緯

平成16年2月、地元自治会、観光団体、ボート協会、漁業協同組合、行政等により設立された「瀬田川水辺協議会」や地元住民の方々を中心に開催した「対話集会」の中で、約3年間に頂いた意見として、「水辺利用者のモラル欠如に関する課題」が多く寄せられました。



そこで、「美しく歴史あふれる瀬田川」を今後も守り続けるため、「瀬田川水辺協議会」において、頂いた意見を中心とした「水辺利用者が守るべき約束」を以下の図のような経緯で作成しました。



「楽しい水辺利用ができる雰囲気づくり」に向けて

◆多くの利用者に愛される「瀬田川の水辺」

瀬田川には、「瀬田夕照」^{せだのせきしやう}、「石山秋月」^{いしやまのしゆげつ}など、近江八景の2景に加えられた、歴史的な風情を感じさせる風景があり、沿川の住民はもとより、来訪者に親しみを与えています。さらに、その下流では「鹿跳溪谷」^{しかとびけいこく}など都市に比較的近いところであって、溪谷と川の流れが「深山幽谷」^{しんざんゆうこく}の自然風景を演出しています。このような、土地利用や景観の豊かさが、瀬田川の水辺利用の多様性につながっており、多くの方が水辺を利用しています。

◆マナーを守った水辺利用

本来、河川は「自由使用」が原則であり、誰もが自由に利用することができます。しかし、近年、その「自由」という言葉を取り違え、「人に迷惑をかけてまで自分の欲求を満たす水辺利用者」の存在があとを絶ちません。

河川の自由使用は、まず、「他の人に迷惑をかけない範囲での自由利用」であると、水辺を利用する全ての方が認識し、マナーを守った水辺利用をすることが必要です。

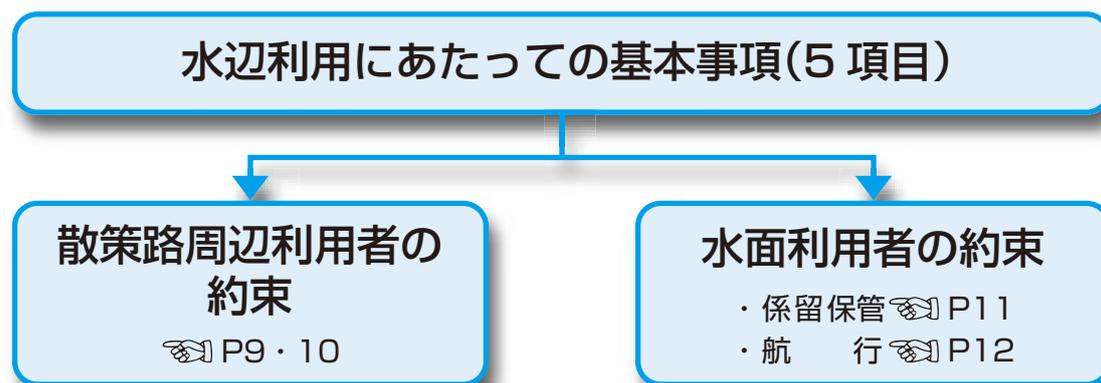
◆快適に、楽しく水辺利用ができる環境づくりを

その結果、「全ての水辺利用者が、快適に、楽しく水辺利用ができる環境(相手を思いやる気持ち)」になってこそ、「人と人の地域のコミュニティ形成の場」として、瀬田川が「本来の役割」を果たせるのではないかと考えます。



「瀬田川との約束」

「瀬田川との約束」は、下記の5つの基本事項と、「散策路周辺利用者の約束」及び「水面利用者の約束」の二本立てからなる「約束ごと」で構成されています。さらに、「水面利用者の約束」は、「係留保管に関する約束」と「航行に関する約束」から構成されています。



水辺利用にあたっての基本事項

- 基本事項 1**…… 瀬田川における安全で快適な水辺利用を図るため、全ての水辺利用者はマナーを守り、他の利用者に迷惑をかけないように利用しましょう。
- 基本事項 2**…… 河川での利用は常に危険を伴いますので、全ての水辺利用者は、自己責任・自己管理のもと、十分に注意して利用しましょう。
- 基本事項 3**…… 船舶などを用いる水辺（水面）利用者は、安全で秩序ある操船に務め、不法係留をやめましょう。
- 基本事項 4**…… 河川は自然を育む貴重な空間です。
自然の営みを壊さないよう常に心掛けましょう。
- 基本事項 5**…… 全ての人々が、気持ちの良い河川利用ができるよう、各々の水辺利用者が、相互に連携意識を持つように心がけましょう。

1. 散策路周辺利用者の“約束”

ここでの利用は、散策路周辺での水辺の利用行為を想定しています。

※「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」、「滋賀県公害防止条例」、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」もあわせてご覧ください。
なお、一部のルール違反については、これらの「条例」及び「河川法」に抵触し、罰せられることがあります。

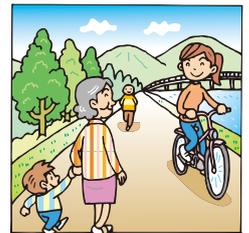
1 地域住民や他の利用者に迷惑となる行為はやめましょう！

- 全域** 近隣の方の迷惑になるような、大声で騒ぐなど、騒音となる行為はやめましょう。
特に深夜は静かにしましょう。
- 全域** 犬の放し飼いはやめましょう。
また、犬の糞は必ず持ち帰りましょう。
- 全域** 河川巡視車などが通る管理用道路に物を置いたり
駐車をしないようにしましょう。



2 危険な行為はやめましょう！

- 全域** 野外焼却(野焼き)¹⁾は法律で禁止されています。
ご近所に迷惑となるのでやめましょう。
- 全域** 瀬田川は、瀬田川洗堰操作中は流れが急激に変化します。
危険ですから増水時も含め、川に近づかないようにしましょう。
- 散策路** 散策路へのバイク乗り入れは、危険なのでやめましょう。
- 散策路** 散策路での自転車の通行は、次のことを守りましょう。
 - ・歩行者のそばを通るときは、すぐに止まれるスピードまで減速すること。
 - ・一時的に駐停車する際は、道をふさがないこと。
- 散策路** 夜間、散策路を歩くときは、懐中電灯を持参するなど、安全には十分注意しましょう。



1)：野外焼却(野焼き)除外の項目(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令)
・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
・震災、風水害、災害、凍霜害その他の災害の予防、応急対応又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

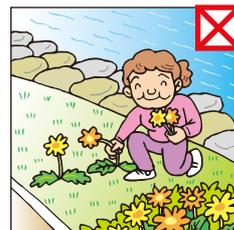
瀬田川全域図



3 河川環境の悪化、生態系の悪化となる行為はやめましょう！

全ての利用者との約束

- 全域 川や水辺を汚すような行為はやめ、川でたゴミは、必ず家に持ち帰りましょう。
- 全域 水辺の植物を、みだりに折ったり切ったりしないようにしましょう。



釣り人との約束

- 全域 釣りをする人は、不要になった釣り糸、釣り針、餌などは必ず持ち帰りましょう。
- 全域 外来魚を釣り上げた場合は持ち帰りましょう。放流はしないで下さい。
- 全域 琵琶湖には琵琶湖特有の生物が住んでいます。県外からの生物を持ち込んだり、県外へ持ち出さないようにしましょう。



4 川へは、必ず、大人の人と一緒にいきましょう！

学童・児童との約束

特に、ここでの利用は、子ども達が水辺を散策する行為を想定しています。ただし、協議会としては、保護者同伴での利用を原則と考えています。

- 全域 川には危険な場所があります。家の人に伝えて、必ず大人と一緒に行くようにしましょう。
- 全域 はじめての場所には、危険なところがあります。気を付けましょう。
- 全域 危険な場所には近寄らないようにしましょう。
- 全域 天気を調べて、川のまわりに雨が降らないことを確認してから川へ行きましょう。



全域

上流域

散策路

 一般道路の歩道を含む



2. 水面利用者の“約束”

2-1 係留保管に関する約束

ここでの利用は、船舶の水面利用行為（係留保管）を想定しています。

※「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」、「琵琶湖等水上安全条例」もあわせてご覧ください。

なお、一部のルール違反については、これらの「条例」及び「河川法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に抵触し、罰せられることがあります。

1 河川管理の支障となる行為はやめましょう！

全域 無許可で係留施設を設置することは禁止されています。船舶の所有者は許可施設に係留保管しましょう。

散策路 船舶等を一時的に陸揚げする場合は、散策路に置かないようにしましょう。

全域 係留の際は、流水や他の船舶の航行の妨げにならないよう、必要な対策を十分に講じましょう。

全域 使わなくなった船や沈船等は係留保管せず、撤去しましょう。

上流域 プレジャーボート²⁾を瀬田川に係留保管するのはやめましょう。

条例で禁止されています。

なお、救助艇についても、プレジャーボートと見なされますので、陸上での保管が必要です。

全域 係留施設の所有者等は、施設付近の美化に努めましょう。

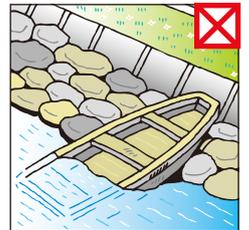
2)：プレジャーボートとは、次に掲げる船舶以外の船舶を指します。

ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船

イ 海上運送法(昭和24年法律第187号)の規定による船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 国または地方公共団体が所有する船舶

エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶



2 占用許可者の迷惑にならないようにしましょう！

全域 他人の係留施設に無断で係留しないようにしましょう。

全域 みだりに他人の船に乗ったり、いたづらをするのはやめましょう。



瀬田川全域図



2-2 航行に関する約束

ここでの利用は、船舶の水面利用行為（航行）を想定しています。

※「琵琶湖等水上安全条例」もあわせてご覧ください。なお、一部のルール違反については、これらの「条例」及び「河川法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に抵触し、罰せられることがあります。

1 高速運転や航行禁止時期における航行等はやめましょう！

上流域 船舶は、水上交通に関わる法令を遵守し、船舶免許等の法規を守って操船しましょう。

上流域 船舶の航行時は波を立てないように、できるだけゆっくり航行しましょう。

上流域 総トン数 5t 未満の主として遊覧、競技目的の動力船は、3月1日～11月30日の期間、航行できません。ただし、漕艇^{そうてい}競技の安全を保つための救助艇はこの限りではありません。

上流域 船舶を停船しないようにしましょう。
特に、橋脚付近においては停留禁止区間があります。



2 注意して航行しましょう！

上流域 瀬田川洗堰周辺を航行する際は、旧南郷洗堰から 100m 以内に近づかないようにしましょう。

全域 川幅が狭くなっている箇所での船舶の並走は、やめましょう。

全域 船舶が係留されている付近は、間隔を空けて通過しましょう。

全域 やむを得ず船舶を旋回する場合は、見通しのきく場所で行いましょう。

上流域 大雨警報が発令されるような雨量が、大津市域に降ると、大津放水路から瀬田川に流れ込みますので注意しましょう。



全域

上流域

散策路

 一般道路の歩道を含む



それぞれの主体による「協働」

かけがえのない自然環境の保全に努め、美しく歴史あふれる瀬田川において、わたしたちが楽しく気持ちよく水辺を利用していくためには、全ての水辺利用者、沿川自治体、河川管理者等が、それぞれの立場で瀬田川の美しさを守るため、「協働」していく必要があります。

全ての水辺利用者として・・・

全ての水辺の利用者が、かけがえのない瀬田川を今後も愛し、利用していくためには、自分だけでなく、他の利用者、沿川住民の方々も気持ちよく過ごせることを念頭に置き、水辺を利用することが必要です。

- 「瀬田川との約束」を遵守して水辺利用をしましょう

沿川の住民の方々として・・・

かけがえのない瀬田川の美しさを楽しんでいる沿川住民は、この美しい、歴史あふれる瀬田川を後世に引き継ぐため、自宅付近の清掃美化や、自らルールに反しないよう努めるなど、周辺各地からの水辺利用者の模範となる必要があります。

- 日頃から、自宅周辺及び付近の清掃美化活動に努めましょう
- 瀬田川及び付近を散策する際は、ゴミを発生させないとともに、ゴミを放置しづらい環境をつくりあげるため、極力、他のゴミも拾いましょう
- 河川管理者や自治体と連携し、美しい瀬田川を守る意識を育てましょう

自治体(滋賀県・大津市)として・・・

河川管理者とともに、共通の資産である、という意識を持って、双方が連携し、美しい瀬田川を守っていくことが必要です。

- 河川管理者と協働して美しい瀬田川を守ります
- 河川法で及ばない範囲については、河川管理者との連携により、自治体の条例を適用し、適正な河川の水辺利用を促進する必要があります
- 魅力ある景観づくりや環境保全に配慮した地域づくりに努めます

国(河川管理者)として・・・

「瀬田川との約束」の普及に努めるとともに、沿川自治体と日頃から連携し、今後も適正な河川行政の執行に取り組んでいきます。

- 適正な係留施設に向け、河川パトロール、河川愛護モニター及び河川レンジャーとの連携を行っていきます
- 多くの水辺利用者が快適な時間を過ごせるよう引き続き、散策路整備を行っていきます
- 美化活動については、沿川住民、NPO や係留施設をご使用の皆さまと連携し、美しい瀬田川を守っていきます
- 看板、掲示板やその他の瀬田川を守り育てるための啓発活動に力を入れます
- 水辺利用者の安全意識を高めるとともに、河川管理施設の整備にあたっては、水辺利用者の意見を聞いて、安全施設についても充実したものにします

瀬田川水辺協議会として・・・

瀬田川水辺協議会では、河川管理者等と連携しながら、「瀬田川との約束」提言後も、その広報、啓発活動に努めるとともに、時代の移り変わりや利用状況をにらみながら、適宜、評価及び改訂を行っていくなど、モニタリングの役割を担います。

- 「瀬田川との約束」の取りまとめ
- 河川管理者への報告
- 「瀬田川との約束」の評価、改訂



提言：「水辺の景観」

提言：「水辺の景観」

◆多様な景観を有する瀬田川

瀬田川には、「瀬田夕照」、「石山秋月」など、近江八景の2景に加えられた、歴史的な風情を感じさせる風景があり、沿川の住民はもとより、来訪者に親しみを与えています。さらに、その下流では「鹿跳溪谷」など都市に比較的近いところにおいて、溪谷と川の流れが「深山幽谷」の自然風景を演出しています。このような、土地利用や景観の豊かさが、瀬田川の水辺利用の多様性につながっており、多くの方に水辺を利用いただいています。

◆多様な主体の諸活動によって形成されている「瀬田川の水辺の景観」

瀬田川は、国土交通省の管理する一級河川です。しかし、その河川景観は、国土交通省のみならず、滋賀県や大津市による沿川の土地利用方針やそれともなう公共構造物等、さらには、これらの土地利用方針に沿って活動する住民等による建築行為等の諸活動で構成されています。

そのため、「瀬田川の水辺の景観」は、それらの主体それぞれが、良好な景観に対する責任を果たすとともに、それぞれが単独で行うのではなく、「瀬田川の水辺の景観」として一体的に認知されるためにも、協働しながら景観形成を行っていくことが求められます。

そこで、沿川住民、水辺利用者、行政などで設立した「瀬田川水辺協議会」では、これらの方針をふまえ、それぞれが景観のどの部分に責任を持っているのかを明らかにしながら、景観特性から分類されるエリアごとに、きめ細かい目標設定を行うなど、「水辺の景観」をテーマとし、景観という「目に映る環境の姿」を捉えながら、美しい瀬田川のあり方について議論しました。

「水辺の景観」に対する協議会の対応

第4回協議会 「水辺の景観」
景観の概念、着眼点

第5回協議会 「水辺の景観」その2
エリア別、瀬田川全体の景観形成目標を考える

第4回対話集会

- ・改善すべき点（景観）
- ・このエリアはこんなイメージにしたい
- ・これから水辺の景観づくりをすすめるアイデア

<水辺協議会事務局>

皆さまからの意見より（協議会・対話集会など、地元の方々からの意見聴取）

皆さまによって話し合われた「景観」のあるべき姿について、
「それぞれの主体が景観のどの部分に責任を持っているかを明らかにしながら、
エリアごとにきめ細かい目標設定」を行い、その取りまとめを行いました。

「エリアごとのきめ細かな景観形成の目標設定」

第6回協議会

提言 「水辺の景観」

今後の瀬田川沿川の良好な景観形成の指針とする

水辺の景観

「水辺の景観」に対する協議会での対応



提言 水辺の景観

「水辺の景観」は、5つのエリア区分(下図)ごとに、それぞれの「景観形成イメージ」を示すとともに、河川・公共構造物・沿川のまちなみごとに、それぞれ「課題」と「提案」を行いました。

そして、最後に、「瀬田川の景観づくりの目標」として、3つの提案、から構成されています。



エリア設定による、個性のある景観づくり

瀬田川を、景観特性から、大きく5つのエリアに区分するとともに、さらに重要なエリアとしてサブエリアを設定し、よりきめ細かなテーマを設定することとしました。

エリア区分				
1唐橋エリア 最上流 ↓ 名神高速道路	2-A 石山寺エリア 名神高速道路～ 京滋バイパス上流 2-a 石山寺サブエリア	3洗堰エリア 京滋バイパス上流 ↓ 大戸川合流部	4田園エリア 大戸川合流部 ↓ 鹿跳溪谷入口	<small>ししとび けいこく</small> 5鹿跳溪谷エリア 鹿跳溪谷入口～ 立木観音-佐久奈度神社 サブエリア



唐橋エリアにおける、水辺の景観形成目標

エリア名

1 唐橋エリア (最上流～名神高速道路)

景観特性

- ・唐橋の歴史的景観と広く開放的な琵琶湖が感じられる
- ・東詰は橋本商店街、西詰は石山商店街として発展してきたが、慢性的な交通渋滞により、ゆったりくつろぎながら散策できなくなっている
- ・観光客数の減少に伴う周辺の宿等の閉鎖、撤退等、寂しいイメージを与える

法制度の現状

【用途地域】

左岸：準工業地域、工業地域(三洋電機)、第1種住居地域(200/60)、
商業地域(500/80)、近隣商業地域(200/80)、都市計画公園(唐橋公園)

右岸：第1種住居地域、商業地域、工業地域(東レ)

【風致地区】・瀬田川風致地区・建部大社風致地区(左岸)

主要資源

【歴史的資源】

唐橋、建部大社、雲住寺、瀬田城跡

【その他資源】唐橋公園

課題 河川

- ・点在する係留施設が美観を損ねている
- ・不法係留船や使われなくなった屋形船が多く見られる
- ・ヨシ帯の浮遊ゴミ、藻の発生による悪臭、不快感を与えている
- ・瀬田漁港周辺の美観が問題
- ・水辺へ近寄れる散策路の安全性に対する検討が必要
- ・漁港整備と漁港周辺の散策路の早期設置
- ・雲住寺前散策路が滑りやすく危険

公共構造物

- ・JR琵琶湖線の橋梁のピア、新幹線の防音壁が美観に問題がある
- ・唐橋の高欄に錆が出て美観に問題がある
- ・橋梁の奇抜な色彩(彩度高い)が美観を損ねている
- ・唐橋の橋詰(東詰)付近の植栽管理が悪く、橋詰景観を損ねている
- ・唐橋の色彩変更は、慎重な対応が必要

沿川のまちなみ

- ・一部建築物の色彩(彩度、白)が景観的に不調和
- ・新幹線高架付近の用途混在により地域の統一感が感じられない
- ・河川内からのマンションが景観的に違和感がある
- ・奇抜な屋外広告物による河川景観の不調和
- ・並木を設置したいが川幅が狭く、埋立か沿道の建物のセットバックが必要になる
- ・ベットの糞始末の義務づけ ※唐橋公園の清掃活動の実施
- ・橋本の公園の緑が少なくなったので、緑を増やす
- ・唐橋前の案内板地図が分かりにくい
- ・蛍谷に店が建ち並び見苦しいので対策必要



景観形成 イメージ (唐橋エリア)

- ・ 唐橋は古代勢多橋遺構の発見、平安時代「長橋」と呼ばれていたことから古来から交通の要所となっており、近世では東海道をつなぐ要所として栄え、江戸時代では近江八景の一つ「瀬田夕照」として描かれている
- ・ 美しい琵琶湖の自然と調和の取れた風格のある景観
- ・ 東海道筋から唐橋にかけての歴史的景観
- ・ 唐橋が見える範囲では、中景でも落ち着いた和風感ある景観
- ・ 琵琶湖の広い水面が感じられる範囲では、現代的な場所であっても、中景として見えることを意識し、歴史と調和する景観を形成する

提案 河川

- ・ 不法係留船の監視、係留施設の集約化・修景の検討
- ・ ゴミの一斉清掃（住民、行政の協働による）の検討
- ・ 瀬田漁港は地域の人々の生活を感じる場所なので、景観を活かしたスポットとする

公共構造物

- ・ 中島と一体的に唐橋の景観のあり方を検討
- ・ 唐橋のグレードアップを検討（朱色塗装・維持管理等）
- ・ 名神高速道路の桁の色彩の見直しを検討（彩度の低下）
- ・ 新幹線の防音壁の美化について見直しを検討
- ・ 高速道路から唐橋が見えるように透過性にして欲しい（外から見ると自動車の往来がせわしく見えることがある）

沿川のまちなみ

- ・ 昔の唐橋を説明する施設等の設置を検討する
- ・ 建築の色彩制限（彩度の低下）を行う
- ・ 用途地域の見直しを検討する（新幹線高架付近）
- ・ 建築の高さ制限の見直しの検討（マンション）
- ・ 屋外広告物の規制強化
- ・ 川に面する家並みを風致地区とし、川側への配慮の義務付け

※青文字は対話集会意見です

石山寺エリアにおける、水辺の景観形成目標

エリア名

2-A 石山寺エリア (名神高速道路～京滋バイパス上流)

景観特性

- ・市街地の前山として緑地景観を形成する伽藍山^{がらんやま}一帯は石山寺の境域であり、瀬田川と一体となってすぐれた歴史的景観を形成している
- ・石山寺の対岸に広がっている自然度の高い水辺は水鳥の生息地となっており、美しい景観を呈している

法制度の現状

【用途地域】

左岸：第1種中高層住居専用地域（200/60）、
第1種住居地域（200/60）

右岸：商業地域（400/80）、第1種住居地域（200/60）

【風致地区】・瀬田川風致地区・伽藍山^{がらんやま}風致地区（右岸）

【自然公園】・第二種特別地域・普通地域

主要資源

【自然資源】伽藍山^{がらんやま}、瀬田川

【歴史文化資源】石山寺

【その他資源】京阪石山寺駅

課題 河川

- ・不法係留が美観を損ねている
- ・点在する係留施設が美観を損ねている
- ・河川との色合いに配慮した散策路を整備する

公共構造物

沿川のまちなみ

- ・石山寺の近傍の伽藍山^{がらんやま}付近で行われている宅地開発がエリアの歴史的イメージを損ねている ※景観条例等の規制強化必要
- ・一部の建築の色彩が歴史的イメージと不調和
- ・商業地域の範囲が広すぎるにより、歴史的まちなみに不適切な建築物等が建てられ、美観を損ねている
- ・建築中で放置された建築物が美観を損ねている
- ・石山寺駅のルート案内図が分かりにくく、見る人に対して不親切
- ・大型駐車場の整備が必要（石山寺他）



景観形成 イメージ (石山寺エリア)

- ・ 石山寺は、聖武天皇の勅願により良弁僧正ちよくがんによって開基された古来の寺院で、「寺は石山」と言われ衆庶の信仰を集め、江戸時代に「近江八景」の一つ「石山いしやまの秋月」として描かれている
- ・ 紫式部が眺めながら源氏物語を書きおこしたと言われる「秋月が眼下の瀬田川に映る風情」が感じ取れる
- ・ 左岸は、豊かな水辺の自然を保全することにより、対岸の歴史的景観と調和する景観
- ・ 両岸相まって歴史と自然が感じられる場所
 <石山寺参道については、サブエリアに記載>

提案 河川

- ・ 不法係留船の監視を行う
- ・ 係留施設の集約化、栈橋の形態・色彩の検討
- ・ 石山寺対岸の自然を今後も保存し重要な景観ポイントとして維持

公共構造物

- ・ 植栽の維持管理の頻度の検討
- ・ 新幹線の橋梁を名神高速道路橋梁と同色の水色にし、色彩をマッチさせる（色彩については景色の中でどういう色がふさわしいかを検討する必要がある）

沿川のまちなみ

- ・ 景観地区の指定に向け、住民、行政が協働していく
- ・ 宅地開発の規制を強化する
- ・ 建築の色彩制限（彩度の低下）を行う
- ・ 用途地域の見直しを検討する（石山寺周辺の商業地域）
- ・ 放置された建築工事の指導等を行う
- ・ 屋外広告物の規制を強化する
- ・ **石山寺境内の広場への植栽を検討する**

※青文字は対話集会意見です



2-a 石山寺サブエリア (唐橋～石山寺)

サブエリア イメージ

- ・ 瀬田川沿川においては、唐橋、石山寺等と一体となった歴史的景観が歩きながら感じ取れるような景観
- ・ 唐橋から見える範囲では、現代的なまちなみであっても歴史と調和のとれた景観(1. 唐橋サブエリア)
- ・ 旧東海道と石山寺参道を結ぶ歩道景観(2. 唐橋～京阪石山寺駅サブエリア)
- ・ 石山寺の歴史を期待させるようなきめ細かな参道らしさと歴史を感じさせるまちなみ景観 (3. 京阪石

提案

1. 唐橋サブエリア

2. 唐橋～

河川

- ・ 不法係留船の監視 (唐橋橋脚周辺) の強化
- ・ 廃船の放置やゴミの蓄積を撤去する体策の検討

- ・ 散策路の不連続 (名神高速道路)

公共構造物

- ・ 唐橋の高欄等の色彩 (素材) の見直し、橋詰の工夫について検討
- ・ 歴史的景観に配慮した道路の舗装や道路を演出する構成要素の統一化の検討

< 唐橋エリアに記載

沿川の まちなみ

- ・ 旧東海道のまちなみ景観の形成
- ・ 建築物の高さ・色彩 (色相・彩度・明度) ・形態の規制を強化する
- ・ 屋外広告物の規模・色彩 (色相・彩度・明度) ・内容の規制を強化する
- ・ 用途地域 (商業地域) の範囲見直しを検討

- ・ 歴史を感じる工夫 (ストリートファ



山寺駅～石山寺サブエリア)

京阪石山寺駅サブエリア

箇所の連続性確保
下流～京阪石山寺駅)

3. 京阪石山寺駅～石山寺サブエリア

・係留施設の集約、栈橋の形態・色彩の検討

>

・歴史的景観に配慮した国道422号の舗装、道路を演出する構成要素の統一化の検討（舗装未整備箇所）

ニチュア等)

- ・景観地区の指定に向けた取り組みを行う
- ・建築物の高さ・色彩（色相・彩度・明度）・形態の規制を強化する
- ・屋外広告物の規模・色彩（色相・彩度・明度）・内容の規制を強化する
- ・用途地域（商業地域）の範囲見直しの検討
- ・電柱の地中化の推進
- ・駐車場の修景、不法駐車の見直しを強化する

洗堰エリアにおける、水辺の景観形成目標

エリア名

3 洗堰エリア (京滋バイパス上流～大戸川合流部)

景観特性

- ・高水敷も無く、緑量が少なく、アパート等の市街地の様相が強く感じられ、右岸側の宅地の一部に水面からの高低差があり、圧迫感を感じる場所がある
- ・瀬田川洗堰周辺は土木の歴史的資源と公園整備により快適な憩いの空間となっている
- ・大戸川との合流部は、視点对象として重要であり、自然の州が発達しやすい特性を有する

法制度の現状

【用途地域】

- 左岸：第1種中高層住居専用地域(200/60)、第2種中高層住居専用地域(200/60)、第1種住居地域(200/60) (瀬田ゴルフ場、琵琶湖河川事務所より下流は市街化調整区域)
- 右岸：商業地域(400/80)、第1種中高層住居専用地域(200/60)、第2種中高層住居専用地域(200/60)、第2種住居地域(200/60)

【風致地区】・瀬田川風致地区

主要資源

【歴史的資源】旧南郷洗堰*、大日山、船渡御旅所^{おたびしょ}

【その他資源】南郷水産センター、南郷公園、瀬田川洗堰、アクア琵琶、ウォーターステーション琵琶、琵琶湖河川事務所、滋賀大学

課題 河川

- ・老朽化している一部の係留施設等により、水辺の美観を損ねている
- ・瀬田川洗堰は工事中の構造物のように見える
- ・昔あった関西電力取水口の栈橋を再度設置する
- ・官民の所管不明箇所の護岸整備が必要

公共構造物

- ・街路樹(稲津付近の桜並木)が無くなり殺風景になった
- ・沿川のガードレールを撤去し、親水性のある散策路を設置する
- ・幹線道路と生活道路の分離が望ましい
- ・大日山道路の拡幅
- ・洗堰周辺の歩道幅の拡幅及び整備

沿川のまちなみ

- ・瀬田川洗堰橋詰は商業地域に指定されており、マンションが建設されている。しかし、水辺のマンションは美観を損ねる(石山小学校、南郷地区付近)
 - ・堤内地が高台になっている所の美観が問題
 - ・国道422号沿いの一部の建物の美観が問題
 - ・現在の水産センターの駐車場や地元空地の有効利用の問題
- ①公園 ②キャンプ場 ③その他

*旧南郷洗堰：正式名称は稼働当時から「瀬田川洗堰」で、現洗堰と同じ名称ですが、現旧の洗堰を区別するため、本提言では、旧洗堰は昔から地域の皆さまに呼ばれている愛称を鑑み「旧南郷洗堰」、現洗堰は「瀬田川洗堰」として表記いたします。(以後同じ)

田園エリアにおける、水辺の景観形成目標

エリア名

4 田園エリア （大戸川合流部～^{ししとびけいこく}鹿跳溪谷入口）

景観特性

- ・丘陵地の中で、広がりのある田園景観が残されており、昔ながらの落ち着いたのどかな雰囲気を感ぜさせる場所となっている

法制度の現状

- 【用途地域】市街化調整区域
- 【風致地区】・瀬田川風致地区・立木山風致地区

主要資源

【歴史的資源】

課題 河川

公共構造物

- ・防護柵の設置を含めた道路施設整備
※自動車の通行規制により対応する（主要地方道瀬田大石東線）
- ・国道 422 号に歩道が無い

沿川のまちなみ・資材置場が国道 422 号沿いからの美観を損ねている

古写真で見る

瀬田川の“むかしの景観”



石山寺の桜。石山寺前には、和船がずらりと並んでおり、当時の船遊びの盛況ぶりが伺われる。手前を走る船は蛸谷 - 石山寺間を往復していた定期船（当時、電車は蛸谷が終点でそれより先、参詣客は歩くか船で石山寺へ出かけた）（昭和 34 年）



瀬田の唐橋の東詰、唐橋とヤナギの風景。風情ある橋詰を演出していた。（昭和 42 年）



景観形成
イメージ
(田園エリア)

- ・ 広がりのある田園景観と昔ながらの落ち着いたのどかな雰囲気
- ・ 昔川沿いに広がっていた果樹園の再生の検討
(南郷 6 丁目～新浜の間(右岸側))

提案 河川

- 公共構造物
- ・ 防護柵が設置される場合、景観に配慮した色彩・形状の検討

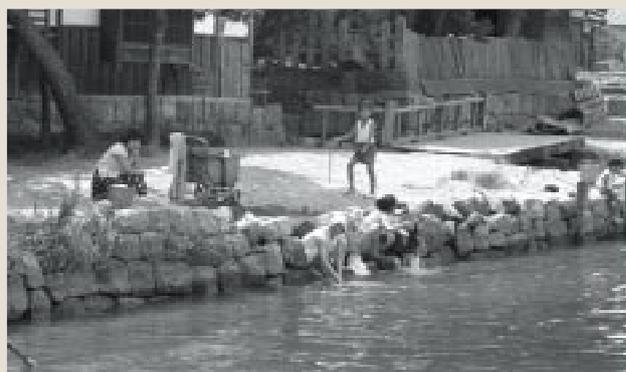
- 沿川のまちなみ
- ・ 資材置場に対する景観に配慮した指導の検討
 - ・ 地元住民による桜の苗木の植樹の検討
 - ・ 四季の変化が楽しめる、川沿いの樹木の保存の検討

※青文字は対話集会意見です

瀬田川は、現在でこそ上流では都市化が進んできましたが、ほんの数十年前の写真を見ると、とても風情があります。また、人々は川との付き合い方として、川の環境を脅かさない範囲で、川の恵みを活かしながら、生き生きとたくましく生活されている様子や楽しい水辺利用が行われている様子が垣間見えます。



瀬田川の中之島でのつり風景。鍋など用意して子持ちモロコを釣っている。この後、青年会館が建つ。(昭和 40 年)



瀬田の唐橋の東詰、竜王宮付近で洗濯する女性たち。当時、湖で洗濯物をすすぐ光景は、琵琶湖のあちこちでごく日常的に見受けられた。(昭和 32 年)

出典：琵琶湖博物館

鹿跳溪谷エリアにおける、水辺の景観形成目標

エリア名

5 鹿跳溪谷エリア (鹿跳溪谷入口～)立木観音-佐久奈度神社サブエリア

景観特性

- ・都市に比較的近いところでありながら、溪谷と川の流れにより、深山幽谷の自然景観を形成
- ・歴史的景観神社が川に直接面し、瀬田川の中でも特徴的な風景を作り出している
- ・時期により水量が変化し、景観が大きく変化する
- ・人工的な場所が一部見られる

法制度の現状

【用途地域】市街化調整区域

【風致地区】・瀬田川風致地区・立木山風致地区

主要資源

- 【歴史的資源】立木観音、佐久奈度神社、浄土寺
【その他資源】立木山、妙見山、かえる岩、米かし岩

課題 河川

- ・散策路の未整備により散策が出来ない
- ・立木観音駐車場周辺的安全柵の色彩が景観にマッチしていない

公共構造物

- ・国道 422 号に歩道が無い

沿川のまちなみ

- ・ホームレスが不法投棄等を行う等の問題
- ・立木観音下の駐車場は、大型バス等が駐車できない、また防護柵が見にくい等の問題
- ・鹿跳溪谷は旅行者にとって観光しやすくなっていない



景観形成
イメージ
(鹿跳渓谷エリア)

- ・都市に比較的近いところでありながら、渓谷と川の流れにより、深山幽谷しんざんゆうこくの自然景観を形成
- ・急流を利用したスポーツ(カヌー・ラフティング)が盛んで、利用者が川と親しめる空間
- ・自然景観と、佐久奈度神社から立木観音に至るネットワークの一体的な景観形成
- ・鹿跳橋下流に広がる甌穴(おうけつ)群の自然景観
- ・自然景観と立木観音、佐久奈度神社等の歴史的景観が調和する、きめ細かな景観形成

提案 河川

- ・瀬田川の景観を後世に残すために、今後も引き続き自然景観の保全をめざす
- ・瀬田川、信楽川の合流点である佐久奈度公園の修景(河川)
- ・川沿いを眺めながら散策する場所(散策路)について自然環境、自然景観に配慮し、できるだけ改変しない整備ができるかを検討

公共構造物

- ・瀬田川、信楽川の合流点である佐久奈度公園の修景(公園)
- ・国道422号については、安全で快適に散策ができるよう、歩道の確保もしくは散策路の整備を検討

沿川のまちなみ

- ・不法投棄等の監視を徹底する
- ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき関係自治体と一体となって、河川敷地の適正な利用を図る
- ・佐久奈度公園は瀬田川、信楽川との合流点であり景観上注視されやすいことから、植栽などによる快適な公園再整備とともに、駐車場管理についても検討
- ・立木観音駐車場の転落防止柵等について、参道にふさわしいデザインを行う(駐車場の舗装、デザインの統一)

※青文字は対話集会意見です

検討課題の集約

各エリアで出た課題を整理し、各管理者ごとの提言として、5つの方向性を示しました。

1 丁寧に場所のイメージにあった水辺の工夫の検討が必要！

水辺(河川構造物等)には、周辺環境に配慮した色彩、形、素材などを検討する必要がある。

管理者：琵琶湖河川事務所 滋賀県・大津市への提言



2 水面と水を美しくすることが必要！

河川内の不法係留船を無くすとともに、浮遊ゴミの撤去や水質浄化方法を検討する必要がある。

管理者：琵琶湖河川事務所 滋賀県・大津市への提言



3 河川に映える美しい橋の創造が必要！

河川景観の中でも特に河川を横断するため注視されやすい橋梁は、そのデザインを慎重に検討する必要がある。

管理者：JR西日本・JR東海・西日本高速道路株式会社・滋賀国道事務所・滋賀県



4 安全で利便性・快適性に富んだ美しい道路等が必要！

沿川の街路樹や公園など河川の骨格を形成する緑や、利便性の高い幹線道路など訪れやすい周辺整備が必要である。

管理者：滋賀県・大津市への提言



5 住民も観光客も豊かさを感じるまちなみ景観の誘導が必要！

沿川の宅地開発等の適正な誘導とともに、歴史的資源を有する観光地としての魅力を引き出す土地利用の規制誘導と景観演出が必要である。

管理者：住民・滋賀県・大津市への提言



1**丁寧に場所のイメージにあった水辺の工夫の検討が必要！**

方向性……

1

散策路への四季折々の植栽による景観演出や安全性の確保を前提とした快適施設の設置の可能性等を検討する。また、地域の行事・祭り等にも配慮した施設を検討する。(琵琶湖河川事務所)



・河川の流れを妨げない防護柵の設置

方向性……

2

河川構造物のデザイン等について、河川管理者だけでなく、地元住民や学識経験者の意見を取り入れながら周辺環境に調和するよう検討する。(琵琶湖河川事務所)



・篠部川おうか横架方法では、学識経験者や地元住民の意見を伺いながら決定した

2 水面と水を美しくすることが必要！

方向性……

1

NPO 等の現在の清掃活動に加え、河川内からのゴミの清掃活動について、ゴミ袋の提供や看板の設置などの補助を検討する。

(琵琶湖河川事務所 住民への提言)

方向性……

2

河川内の網場設置等、舟運等の利用を考慮しながら浮遊ゴミの除去方法を検討する。(琵琶湖河川事務所)

方向性……

3

水辺の維持管理に向けた具体策について、住民と河川管理者が共通認識を持てる場を設置し、行動に向けた取り組みを検討する。(琵琶湖河川事務所)



・対話集会等で具体的な水辺の維持管理対策の検討(第4回対話集会)

方向性……

4

河川の植栽については、河川の流れを妨げない範囲で必要な場所への設置を検討する。(琵琶湖河川事務所)



・水辺に近い堤外地での植栽

方向性……

5

利用者のマナー向上を図るため、分かりやすい内容の看板の設置を検討する。(琵琶湖河川事務所)

3 河川に映える美しい橋の創造が必要！

方向性……

1

周辺環境の中で調和する構造体のデザインと色彩（色相、彩度、明度の調整）を検討する。
（JR 西日本・JR 東海・西日本高速道路株式会社・滋賀国道事務所・滋賀県・大津市への提言）



・彩度が高い橋梁

方向性……

2

特に唐橋等の歴史的資源となる橋梁は、その重要性を考慮した素材・色彩を検討する。（滋賀県への提言）



・唐橋の色彩



・唐橋の親柱と高欄の様子

方向性……

3

瀬田川洗堰や係留施設等、河川区域内の施設の修景を検討する。また、今後設置される河川構造物等についてデザインを検討する。（琵琶湖河川事務所）



・係留施設



・河川の施設(千町右岸水位観測所)

方向性……

4

橋梁のデザイン等については、河川管理者だけでなく、学識経験者や地元住民の意見を取り入れながら周辺環境に調和した検討をするよう関係機関に働きかける。（琵琶湖河川事務所 JR 西日本・JR 東海・西日本高速道路株式会社・滋賀国道事務所・滋賀県・大津市への提言）

4 安全で利便性・快適性に富んだ美しい道路等が必要！

方向性……

1

沿川から河川を、または水辺から沿川のまちなみを眺めることができるよう、視線を考慮した植栽の配置を検討する。(滋賀県・大津市への提言)



せきしょう
・夕照の道の植栽の様子



・沿川に植栽が無く、白いガードレールが現われている様子(大日山付近)

方向性……

2

沿川の道路について、水辺の景観と生活環境に配慮した道路整備となるよう関係自治体と協力する。(滋賀県・大津市への提言)



・関係自治体と協力したルールの検討(唐橋下流付近)

方向性……

3

観光客や地元住民が散策しやすいよう、沿川に駐車場等を設置できるかを関係自治体と検討する。(琵琶湖河川事務所 滋賀県・大津市への提言)



・立木観音前の駐車場の様子



・信楽川合流付近の駐車場の様子

5 住民も観光客も豊かさを感じるまちなみ景観の誘導が必要！

方向性……

1

水際から 500m程度までは建物の色彩、形態、高さなど、調和のとれた景観の規制を誘導する。100m以内は散策路にも配慮したきめ細かな景観形成を検討する。(琵琶湖河川事務所 滋賀県・大津市への提言)

方向性……

2

河川に面している家並みを風致地区とするなど、民地から緑を増やすことを検討する。(住民・滋賀県・大津市への提言)

方向性……

3

昔の瀬田川に象徴された水辺に広がる緑を可能な限り復活できる場所を調査するなど、その実現の可能性について検討する。(琵琶湖河川事務所 滋賀県・大津市への提言)

方向性……

4

唐橋など、歴史的資源の資料館を観光施設として設置することを検討する。(滋賀県・大津市への提言)

方向性……

5

マンション住民と河川利用者等、それぞれの立場に立った、景観に関する議論を行う機会の設置を関係自治体と検討する。(住民・滋賀県・大津市への提言)

方向性……

6

観光地として来訪客への瀬田川のマップ、案内看板やイベント等のもてなす体制づくりについて沿川観光協会等との協力を検討する。(住民・滋賀県・大津市への提言)

方向性……

7

歴史的景観と都市的景観の住み分けを行いメリハリを効かせた景観形成のあり方等を水辺側から検討する。(琵琶湖河川事務所 住民・滋賀県・大津市への提言)

瀬田川の景観づくりの目標

最後に、瀬田川全体の景観づくりの目標をとりまとめました。

1 瀬田川の歴史を尊重する景観づくり

瀬田川は古くから歴史に登場し、近江八景の「瀬田夕照」せたのせきしょうでも知られる由緒ある川です。こうした歴史的イメージを尊重し、住民にも訪れる人にも愛される風格ある景観づくりを進めます。

- 瀬田川は、近江八景の「瀬田夕照」せたのせきしょう「石山秋月」いしやまのしゅうげつとして2景描かれています。そこには、古来より人が自然との絶妙な営みの中で育んできた様子を表しています。現在でも、見る人に当時の情景をうったえかけているとともに、我々に「自然との付き合い方」を考えさせる一助を与えています。
- そこには、自然素材を用いた橋、建物が、豊かな緑に包まれたまちなみの中に溶け込み、人の往来している様子が描写され、美しい情景を醸し出しています。
- このイメージを踏まえ、歴史を尊重する観点に立つと、今日我々が、ともするとゆき過ぎた感のある人工的な圧力をまちに与えていること(建物・構造物等のヴォリューム)、素材選びへの配慮不足(擬木、コンクリート製品の安易な使用)及び色彩(周辺との調和の観点の欠如、配慮不足)に対し、細心の注意を払い、まちなみをデザインしていくことを提言します。

2 エリアごとのテーマによる調和と個性のある景観づくり

瀬田川の5つのエリアごとのイメージを尊重し、テーマを設定して、歴史の重みと現代の文化が調和し、場所の個性をきめ細やかにはぐくむ、親しみ深い風情のある景観づくりを進めます。

- 瀬田川沿川には、人工環境圧の高い「唐橋エリア」、「洗堰エリア」があります。特に「唐橋エリア」では、都市的な要素の他に、旧東海道の要所として脈々と受け継がれてきた地域性を有するとともに、橋詰では、街道筋の面影が残る旧家があります。さらにこの付近は、旧東海道から石山寺への参道として位置づけられます。
- このため、瀬田川水辺協議会としては、「唐橋－石山寺サブエリア」と題し、瀬田川沿いの修景ポイントの最重要箇所として位置付けました。
ここでは参道として歩行者の視点に立ち、石山寺へ至るまでに、その歴史に思いをはせることができるようなドラマ性を有するべきと考え、参道の景観構成要素の細部に至るまでのデザインに対し、素材、形態、色彩をヒューマンスケールの視点をふまえ、検討すべきであることを提言します。

- 瀬田川下流部は深山幽谷しんざんゆうこくの趣きおもむの中おちにあって、鹿跳橋直下流周辺ししとびでは急に人工的なまちなみが姿を現します。しかし近傍は、佐久奈度神社や立木観音など、地域の信仰の源があることから、この間を「立木観音—佐久奈度神社サブエリア」と題し、修景ポイントの重要箇所として舗装や手すりの細部に至るまで、参道を通る歩行者の視点に立ったきめ細やかなデザインを心掛けることが求められます。
- その他、自然豊かな水生植物が広がる場所の保全を積極的に図るとともに、現在の人工的なまちなみについてはこれら歴史的まちなみや自然に配慮し、建物や構造物のヴォリュームや形態、色彩の検討をふまえたまちなみを形成していくことを提言します。

3 みんなが一致協力して取組む、美しい景観づくり

瀬田川の景観は、河川そのものと、橋や道路などの公共構造物、沿川のまちなみなどの総合した姿です。それぞれの管理者と、沿川住民が協力しながら、美しい景観づくりに取組むことが望まれます。

- 景観は「目に見える環境の姿」であることから、瀬田川の景観とは、河川だけではなく、そこに掛かる橋や道路、その背後に「地」となる沿川のまちなみなど「目に見える瀬田川の全て」であると言えます。そこには河川管理者、公共構造物の管理者、まちなみを規制誘導している地元行政とそこに住む住民や地権者の全ての人々が景観づくりの主人公となることが求められます。
- 瀬田川水辺協議会では、これら景観づくりの主人公となる全ての人々が、瀬田川の歴史を尊重し、景観に対し自らできること、協力しあうことについて、それぞれ取組んで頂くことを提言します。

提言：「水辺の植生」

提言：「水辺の植生」

◆水辺の植物の特性

水辺の植物は、特に沿川の街路樹の連続性が確保されることにより、^{おもむ}趣きのある河川景観が形成されます。しかし、現状の瀬田川は、その上流に位置する琵琶湖と比べ、必ずしも水辺のみどりの連続性が確保されているとは言えません。その原因の一つに、瀬田川沿川の都市的土地利用が河川近くまで及ぶことから、街路樹を植栽できない、という問題が見られます。また、治水上の問題から、河川区域内での植栽は、川の流れを妨げることはないよう、さらには、堤体に植物の根が影響を与えないよう、河川及びその周辺には、植樹制限があります。

◆「水辺の植生」で議論した方向性

沿川住民、水辺利用者、行政などで設立した「瀬田川水辺協議会」では、平成17年度、「水辺の景観」について議論していましたが、その中で特に意見が多かった、沿川の植栽、ヨシ等の水生植物などの管理について、平成17年12月から平成18年6月の約半年間、「水辺の植生」というテーマで議論を行いました。(下図参照)

「水辺の植生」を議論するにあたり、先の「水辺の景観」で話し合われた景観づくりの目標である「みんなが一致協力して取組む」、「エリアごとのテーマによる調和と個性」、「歴史を尊重する」というキーワードを受け、瀬田川沿川の水辺の植生に対する目標、さらには、エリアごとで目指すべき「植栽のイメージ」、「植栽の目標像」を設定しました。

本提言は、今後、各エリアで実施される建築行為や街路の整備事業における、植栽を設置する方々に対する、瀬田川水辺協議会からの植栽案となるものです。

「水辺の植生」に対する協議会の対応

第6回協議会

- ・昔のみどりの状況などの意見交換

第7回協議会

- ・エリアごとの植生イメージと目標像の検討

第5回協議会

- ・リバーウォッチング
- ・守り続けたい緑、改善すべき点、みどりの目標イメージ

<水辺協議会事務局>

皆さまからの意見より(協議会・対話集会など、地元の方々からの意見聴取)

皆さまによって話し合われた「樹種」を「瀬田川にふさわしい植栽」の候補として、「植栽後も、永きに渡り美しい景観を呈することが可能か」という「管理面」より再評価

「水辺の植生」瀬田川にふさわしい植栽(案)

第8回協議会

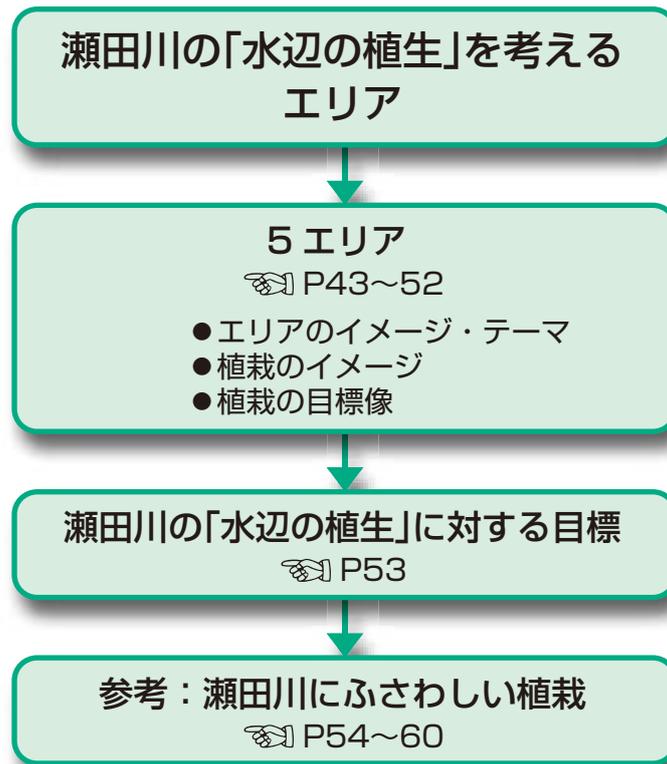
提言 「水辺の植生」

瀬田川沿川の建築行為や施設の整備をする等の参考とする

水辺の植生

「水辺の植生」は、5つのエリア区分(下図)ごとに、それぞれの「エリアのイメージ、テーマ」、「植栽のイメージ」と「植栽の目標像」を示しました。そして、最後に、「瀬田川の水辺の植生に対する目標」で構成しています。

また、本協議会及び事務局が推薦する、「瀬田川にふさわしい植栽」を参考として示しています。



エリアごとの個性ある植栽イメージと目標像の設定

瀬田川を、景観特性から、大きく5つのエリアに区分し、各エリアごとに、きめ細やかな植栽のイメージ・目標像とそれに適した水辺の植物を示しました。

エリア対象範囲				
1唐橋エリア 最上流 名神高速道路	2石山寺エリア 名神高速道路 京滋バイパス上流	3洗堰エリア 京滋バイパス上流 大戸川合流部	4田園エリア 大戸川合流部 鹿跳溪谷入口	5鹿跳溪谷エリア ししとびけいこく 鹿跳溪谷入口



1 唐橋エリア (最上流～名神高速道路)

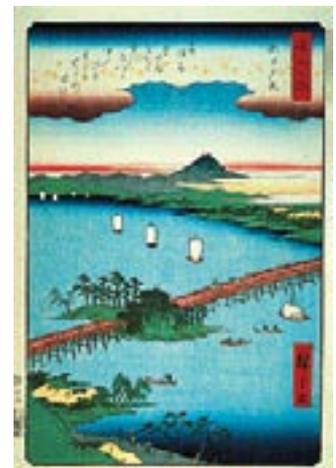
エリアのイメージ・テーマ

- 唐橋は古代勢多橋遺構の発見、平安時代「長橋」と呼ばれており、古来から交通の要所となっており、近世では東海道をつなぐ要所として栄え、江戸時代では近江八景の一つ「瀬田夕照」として描かれている
- 美しい琵琶湖の自然と調和の取れた風格のある景観
- 旧東海道筋から唐橋にかけての歴史的景観
- 唐橋が見える範囲では、中景でも落ち着いた和風情緒ある景観
- 琵琶湖の広い水面が感じられる範囲では、現代的な場所であっても、中景として見えることを意識し、歴史と調和する景観を形成する

植栽のイメージ

唐橋周辺は近江八景の一景：「瀬田夕照」として描かれている。そこには、中ノ島を中心に、周辺では「シダレヤナギ」、「クロマツ」が青々と描かれていることから、中ノ島は建物が目立つ景観にするのではなく、もっと植栽が植えられる必要がある。

この「瀬田夕照」にふさわしい、唐橋と調和の取れた地域固有の植栽が必要である。



浮世絵「瀬田夕照」／歌川広重
(大津市歴史博物館所蔵)

一方、本エリアの内、唐橋上流では特に高層マンションなど都市的土地利用が進んでいることから、新しい中高層の建物の景観を配慮した高木による修景を行うなど、新旧のまちを緩やかにつなぐ要素として、植栽し、双方の調和を取っていくことが必要である。



唐橋右岸側上流の高層マンションとみどり

また、周辺には、唐橋公園の「ソメイヨシノ」があるが、秋の紅葉や、冬季でも緑が映えるよう、常緑樹の植栽など、四季折々のみどりが楽しめる工夫を行う。

左岸側の水辺に自生しているヨシ群落は、豊かな水辺環境を守るため、今後も保全していくことが必要である。



唐橋公園のソメイヨシノ

植栽の目標像

- 現在、周辺に見られる「桜並木」と「シダレヤナギ」など、昔から唐橋にあり、現在もなお河川沿いの風情の基調となっていることから、沿川住民の拠り所となっている樹木を守り育てる。



ソメイヨシノ



シダレヤナギ

- 秋の紅葉の美を作りだす、「ハゼ類」、「モミジ類」などを補完的に植栽する。



ナンキンハゼ



ハゼノキ



イロハモミジ



ヤマモミジ

- 冬季でも各ポイントに緑が映えるよう、落葉樹ばかりではなく、要所には、唐橋の風景に調和するクロマツ等、「常緑樹」を必要に応じて植栽する。



クロマツ

- 施設空間の演出に有効で、昔からエリア内で多く見られたツツジ類（サツキツツジ・オオムラサキツツジ等）をエリア内の主要な低木として植栽する。



サツキツツジ



オオムラサキツツジ

- 水辺のヨシ群落、アカメヤナギ群落は、沿川住民を主体としてヨシ刈りなど適宜行うとともに、外来種の除草も合わせて実施する。



ヨシ



アカメヤナギ

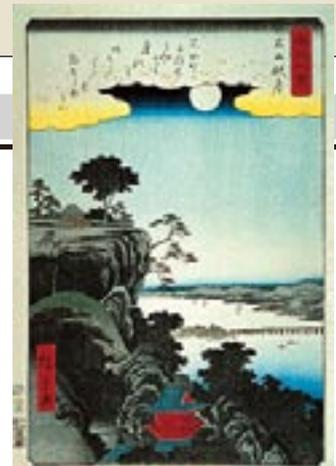
2 石山寺エリア (名神高速道路～京滋バイパス上流)

エリアのイメージ・テーマ

- 石山寺は、聖武天皇の勅願ちよくがんにより良弁僧正いしやまのしゅうげつによって開基された古来の寺院で、「寺は石山」と言われ衆庶の信仰を集め、江戸時代に「近江八景」の一つ「石山秋月」として描かれている
- 紫式部が眺めながら源氏物語を書きおこしたと言われる「秋月が眼下の瀬田川に映る風情」が感じ取れる
- 左岸は、豊かな水辺の自然を保全することにより、対岸の歴史的景観と調和する景観
- 兩岸相まって歴史と自然が感じられる場所
(唐橋～石山寺)
- 瀬田川沿川においては、唐橋、石山寺等と一体となった歴史的景観が歩きながら感じ取れるような景観
- 唐橋から見える範囲では、現代的なまちなみであっても歴史と調和のとれた景観(1. 唐橋周辺)
- 東海道と石山寺参道を結ぶ歩道景観(2. 唐橋-京阪石山寺駅付近)
- 石山寺の歴史を期待させるようなきめ細かな参道らしさと歴史を感じさせる町並み景観(3. 京阪石山寺駅-石山寺周辺)

植栽のイメージ

石山寺周辺は近江八景の一景：「石山秋月」として描かれている。そこには、石山寺の境内に、現在も天然記念物として保護されている珪灰石から成る岩々を中心に、クロマツなどの緑がうかがえる。



浮世絵「石山秋月」／歌川広重
(大津市歴史博物館所蔵)

現在の石山寺の境内は、モミジを中心に、秋の紅葉が美しい場所となっていることから、境内の緑を今後も守り、育てていく必要がある。



石山寺の紅葉
(石山観光協会ホームページより)

石山寺対岸(左岸側)には、昔からアカメヤナギ、ヨシ等の水生植物が豊かな水辺の緑を演出しており、このエリアの重要な水辺の植生となっている。また、水辺の左岸側を平行して走る「夕照の道」には、「ナンキンハゼ」など、秋の紅葉が美しい樹木が植栽されている。そのため、昔からエリアにある植栽だけでなく、これらの樹木のような、現代に入って設置された植栽も沿川住民の心の潤いとなっている。



水辺の水生植物の様子

植栽の目標像

- 現在、石山寺や対岸で見られる「ソメイヨシノ」を骨格に、「ボタンザクラ」、「シダレヤナギ」など、沿川住民の拠り所となっている樹木を守り育てる。特に、石山寺の参道と国道422号でサクラの種類分けを行うなど、サクラの使い方について、単調にならない工夫を検討する。



シダレヤナギ



ソメイヨシノ



ボタンザクラ



ヤマザクラ



オオシマザクラ

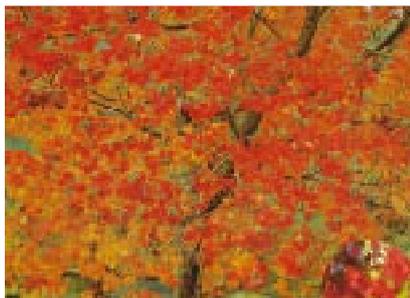


ジュウガツザクラ



カンヒザクラ

- ^{せきしょう}夕照の道にあり、秋の紅葉の美をつくりだす「ハゼ（ハゼノキ：ナンキンハゼは成長が著しいことに留意）」などは、枯死した場合、補栽する。



ナンキンハゼ



ハゼノキ



イロハモミジ



ヤマモミジ

植栽の目標像

- 低木として、昔から「サツキツツジ」が多く植わっており、今後、水辺へ低木植栽する際は、サツキツツジの植栽を検討することも必要。



サツキツツジ

- 周辺の公園などには、比較的管理がしやすい、ツツジ類（オオムラサキツツジ）による修景を検討する。



オオムラサキツツジ

- 石山寺ならではの歴史的な樹種として、コムラサキシキブも周辺の公園に修景する。



コムラサキシキブ

- さらに、左岸側では、自然度の高い水辺が広がっており、アカメヤナギ群落やヨシ群落は鳥や魚達の棲みかとなっていることから、これらを今後も守り育てる。



ヨシ



アカメヤナギ

3 洗堰エリア (京滋バイパス上流～大戸川合流部)

エリアのイメージ・テーマ

- 水辺には川沿いの並木や自然と家並みがよく調和した品の良い落ち着いた景観
- 南郷周辺の松林や温泉など、落ち着いた雰囲気が広がり、散策路では、散歩やジョギング、晴れた日には釣りや花見をする人達が利用する
- 河川沿いの民地及び空地を活用しながら、緑豊かな河川空間を演出

植栽のイメージ

現在、南郷公園周辺や旧南郷洗堰で見られる「大きく立派なクロマツ」は、以前はエリア右岸側に広がっていた。また、左岸側で、現在のアクア琵琶が位置する周辺から稲津地区まで「連続するサクラ並木」があり、サクラのトンネルと呼ばれていたが、ほとんど消滅している。「大きく立派なクロマツ」、「サクラ」は、このエリア固有の植栽として沿川住民に愛されていたことから、新規に植栽する場合は、これらを植栽することが望ましい。

大戸川の合流部付近は、大戸川が運んでくる砂が溜まり、砂州を形成している。治水上の観点から浚渫する場合であっても、アカメヤナギが砂州に群落を形成していることから、治水を第一に考えることを前提としながら、最大限これら自生している植物を取り除かなくてよい方法を検討する。

このエリアでは、川を背にして建てている民家にお住まいの方に対しては、川側へ低木や花木などを配置していただくことが望ましい。

平津地区の河川側の法面は、自生した植物が繁茂するなど対岸からの眺望に課題がある。そのため適切な維持管理を行うなど、水辺を修景する必要がある。

洗堰エリアでは、所々、植栽がみられないところがあることから、今後植栽スペースの確保による緑の連続を生み出すような努力が望まれる。



旧南郷洗堰とソメイヨシノ(昭和32年頃)
出典:琵琶湖博物館



大戸川との合流部の砂州



平津の法面

植栽の目標像

- 「大きく立派なクロマツ」、「サクラ」は、このエリア固有の植栽として沿川住民に愛されていたことから、新規に植栽する場合は、地域固有の植栽を回復するという目的から、これらを植栽することが望ましい。



クロマツ



ソメイヨシノ



旧南郷洗堰近くのクロマツ

- 低木として、昔から「サツキツツジ」が多く植栽されていることから、今後、水辺に低木を植栽する際は、サツキの植栽を検討する。



サツキツツジ

- 平津地区の法面を植栽で修景する場合、法面という場所の特殊性から、コスト、緑化スピード（一般に法面緑化は緑化に期間を要する）等の観点から十分な検討が必要である。



平津地区の法面の様子

4 田園エリア (大戸川合流部～鹿跳溪谷入口)

エリアのイメージ・テーマ

- 広がりのある田園景観と昔ながらの落ち着いたのどかな雰囲気
- 昔川沿いに広がっていた果樹園の再生の検討

植栽のイメージ

以前は、大戸川沿いに桜並木が続いていたが、川の付け替え工事に伴い、撤去され、現在では植栽は見られない。



現在の田園風景



資材置き場

左岸側は堤防敷と県道との関係から、水辺に植栽するスペースは見当たらない。しかし、右岸側は、背後に民家や資材置き場など、人工的な土地利用がされていることから、植栽による修景を行うことが望ましい。

植栽の目標像

- 右岸側には、桜並木、シダレヤナギなどの植栽で修景を行う。また、冬季でも各ポイントに緑が映えるよう、落葉樹ばかりではなく、周辺の風景に調和する「常緑樹」を必要に応じて植栽するなど、一年を通じてみどりを感じられる工夫を行う。



ソメイヨシノ



シダレヤナギ



クロマツ

- 水辺にはアカメヤナギ群落の適正管理を行う体制づくりが必要。



ヨシ



アカメヤナギ

エリアのイメージ・テーマ

- 都市に比較的近いところでありながら、溪谷と川の流れにより、深山幽谷の自然景観を形成
- 急流を利用したスポーツ(カヌー・ラフティング)が盛んで、利用者が川と親しめる空間
- 自然景観と、佐久奈度神社から立木観音に至るネットワークの一体的な景観形成
- 鹿跳橋下流に広がる甌穴(おうけつ)群の自然景観
- 自然景観と立木観音、佐久奈度神社等の歴史的景観が調和する、きめ細かな景観形成

植栽のイメージ

エリア全体を、「深山幽谷」の雰囲気しんざんゆうこくに配慮しながら植栽を設置する。そのため、等間隔に植栽が列植されるような人工的な配植ではなく、趣きおもむに配慮した植栽を施す必要がある。



深山幽谷な雰囲気しんざんゆうこくの「鹿跳溪谷」ししとびけいこく

なお、深山幽谷な雰囲気しんざんゆうこくの中にあって、人工的な街並みを呈している佐久奈度神社、公園(駐車場)では、緑の連続性が途絶えていることから、連続性に配慮した、緑による修景が必要である。



川沿いに面した大石学区の様子

特に、駐車場については、駐車している車が直接見えないよう、あまり刈り込まない生垣などによる修景が必要である。



佐久奈度公園の駐車場さくなど

植栽の目標像

- 自然味あるみどりの連続性を確保する。下流の宇治市内では現在も桜並木が続いているが、鹿跳橋^{ししとび}付近では、天ヶ瀬ダム建設後、桜並木が無くなったことから、このエリアでも植栽可能な水辺については、復元の意味を含め「サクラ」を植栽する。



ソメイヨシノ

- なお、サクラの骨格を、沿道に並木として用いる場合は、都市的な「ソメイヨシノ」を植栽するが、二次林が近くにあることから、「ヤマザクラ」や「カンヒザクラ」等、山中にふさわしい種類の検討も必要。



ヤマザクラ



カンヒザクラ

- 鹿跳溪谷^{ししとびけいこく}の妙見山や袴腰山では、自然豊かな照葉樹林を形成していることから、今後もこれらを維持していく。そのため、下草刈りなど、地域で雑木林の維持管理をしていくことが望ましい。



緑豊かな鹿跳溪谷の景観



水際の照葉樹林の緑

- 駐車場の修景として提案があった生垣設置の検討については、佐久奈度神社展望台^{さくなど}を視点場とし、そこからの見え方を検討する必要がある。なお、生垣の植物は、河川区域内の植栽設置基準に従うことを前提に、趣きのある石積み^{おもむ}を表現することが望ましい。



ヒサカキの生垣



石積みの表面イメージ

瀬田川の水辺の植生に対する目標

最後に、瀬田川全体の景観づくりの目標をとりまとめました。

瀬田川沿川における、水辺の植生に対する目標として、次の3つを設定します。

1 みんなで守り・育む、美しい水辺のみどり

瀬田川の景観づくりにあたっては、それぞれの管理者や住民が協力する必要がありますが、水辺のみどりも景観づくりと同様、それぞれの管理者や住民の協力が必要です。そのため、管理者は自らの責務において、美しい景観づくりに配慮するとともに、川側に面してお住まいの住民の方々には、川側がオモテになるよう、住宅にみどりを配置するなどの工夫に取り組んでいただくことが望まれます。

2 エリアごとのテーマによる調和と個性のある景観づくり

瀬田川の5つのエリアごとのイメージを尊重し、場所の個性をきめ細やかにはぐくみ、周辺と調和がとれた個性ある水辺のみどりを創造することが望まれます。

3 みんなが一致協力して取り組む、美しい景観づくり

近江八景の「瀬田夕照」せたのせきしょう、「石山秋月」いしやまのしゅうげつでも描かれているみどりをはじめ、河川改修前に地域にあった豊かなみどりなど、歴史や地域固有のイメージを尊重し、これからも語り続けられ、風格のある水辺のみどりの復活に取り組むことが望まれます。

「水辺の植生」瀬田川にふさわしい植栽(水辺協議会案)

ここからは、本提言「水辺の植生」で、エリアごとにふさわしい植栽について、その造園樹木の特徴等について、ご紹介いたします。

瀬田川水辺協議会や対話集会で話し合われた樹種を中心に、「植栽された後も、長きに渡り美しい景観を呈することが可能かどうか」という点から、「管理面」をふまえ、水辺協議会事務局で再評価を行っています。

瀬田川沿川の建築行為ならびに植栽を行われる際は、このページをご参考いただければ幸いです。



凡 例

「管理」の評価指標＝「植栽管理の難易度」（「植付」、「剪定」、「対病虫害」）を踏まえ、総合評価を決定しています。

◎：植栽の生育管理がたいへん容易なもの

○：各評価指標及び留意点内に軽微な技術的課題が見られ、◎よりもやや植栽管理に注意が必要なもの

△：各評価指標及び留意点内に技術的課題が見られ、特に植栽管理に注意が必要なもの

※ 評価に「推」と書かれたものは、事務局が推奨した植栽。

植栽の選定 【主に協議会から出た意見】

NO	名 称	植栽の景観 イメージ	植栽管理からみた評価 ※					留意点	種 類
			評価	植付	剪定	対病害虫			
1	 クロマツ	瀬田川の歴史的景観の象徴。 街路樹にするには仕立てが必要。	△	普通	困難	弱	街路樹に用いるには充分な剪定が必要。 近年のマツクイムシの害は大きい。	常緑高木（針葉樹） 通常目安の高さ10m前後迄生長	
2	 ソメイヨシノ	瀬田川沿川景観の骨格。 都市的～山間的。	○	容易	普通	弱	大枝の剪定は弱体化するので注意。	落葉中高木（広葉樹） 通常目安の高さ5～6m前後迄生長	
3	 シダレヤナギ	瀬田川の風情・情緒の演出。 水辺植栽用。	◎	容易	普通	強	道路側への影響が無いように下垂れの剪定に留意。	落葉高木（広葉樹）	
4	 ナンキンハゼ	空間の演出・街中でも十分映える紅葉の色演出。	○	困難	普通	強	植付は困難だが湿潤な場所なら普通。	落葉高木（広葉樹）	
5	 ハゼノキ	空間の演出・里山を意識した彩りの演出。	推	普通	普通	強	ウルシ科なので人家に近いところは避ける。	落葉高木（広葉樹）	
6	 イロハモミジ	水辺と四季の彩りの演出。 都市的というより町屋的な雰囲気。	○	容易	普通	中		落葉中高木（広葉樹）	
7	 ヤマモミジ	水辺と四季の彩りの演出。 里山的な趣きがある。	推	容易	普通	中		落葉中高木（広葉樹）	
8	 ポタンザクラ(ヤエザクラ)	瀬田川沿川景観の骨格を補完する役目の植栽。 サクラ並木の変化する添景。 (別名ヤエザクラ・サトザクラ)	○	普通	普通	弱	大枝の剪定は弱体化するので注意。	落葉中高木（広葉樹）	
9	 ヤマザクラ	瀬田川沿川景観の骨格を補完する役目の植栽。 秋の紅葉はソメイヨシノより赤く鮮やかで美しい。	推	普通	普通	弱	大枝の剪定は弱体化するので注意。	落葉中高木（広葉樹）	
10	 カンヒザクラ	2月ごろから咲き始める。 2月～3月 サクラの中では早い開花。	推	普通	普通	弱	大枝の剪定は弱体化するので注意。	落葉中高木（広葉樹）	

◎：植栽の生育管理がたいへん容易なもの
 ○：各評価指標及び留意点内に軽微な技術的課題が見られ、◎よりもやや植栽管理に注意が必要なもの
 △：各評価指標及び留意点内に技術的課題が見られ、特に植栽管理に注意が必要なもの
 ※ 評価に「推」と書かれたものは、事務局が推奨した植栽。

樹種が有する一般的性質		
用途	性質	備考
景観木・防風林	乾燥・岩場を好む。 防風林や防潮林によく使用され、曲幹・（防風林の場合）斜幹する。 生育は周辺環境により普通から速い。	形態が傾いたり曲がることが多いので、添え木等管理が必要。 並木の場合、要支柱
景観木・街路樹・並木広場	樹木の下は植物の成長が弱い。 生育は速い。	防虫時期の管理（5月）・剪定（枝下が低い）が必要。 日本を象徴するシンボリックな花木。
景観木（水際）・街路樹 雌雄異株	水際・湿潤地の生育が良い。 生育は速い。	通年の定期的な剪定が必要。
街路樹・公園樹・紅葉観賞 実の活用（かつての日本ろうそくの原料） 紅葉観賞	乾燥・湿潤を問わない。 生育は速い。	他の植栽を圧倒する繁殖力が強い（数量やエリアを限定）全葉が紅葉し真っ赤になる。 大木の移植は難しい。
公園樹・庭木 紅葉観賞	乾燥・湿潤を問わない。 生育は速い。 耐煙性は強い。	自然な色あいの紅葉が繊細で風情がある。
公園樹・庭木 紅葉観賞	水際で陽光の照る場所や透水性のある水際や岩場を好む。 生長は速い。 耐煙性は弱い。	繊細な葉で真っ赤に紅葉。 人家の近く・ヒューマンスケールで見えるところが有効。
公園樹・庭木	水際で陽光の照る場所や乾燥・岩場を好む。	イロハモミジよりやや大きい葉。 ある程度群集の紅葉に最適。
景観木・公園樹・庭木	適潤地を好む。 日当たりが重要。 生長は速い。 花と葉が同時に出る葉桜。	
景観木・街路樹・庭木	適潤地を好む。 日当たりが重要。 生長は速い。 花と葉が同時に出る葉桜。	
添景木・庭木	適潤地を好む。 日当たりが重要。 生長は速い。 濃い赤花が多く花付きは少ない。	

NO	名 称	植栽の景観 イメージ	植栽管理からみた評価 ※					種 類
			評価	植付	剪定	対病虫害	留意点	
11	オオシマザクラ 	海岸沿いの里や山に点在する植生。 ソメイヨシノより花つきは少ないが繊細である。	推	普通	普通	弱	大枝の剪定は弱体化するので注意。	落葉高木 花期は3月末～4月中
12	ジュウガツザクラ 	春先と秋に花を2度咲かせる桜。 ソメイヨシノより花つきは少ないが繊細である。	推	普通	普通	弱	大枝の剪定は弱体化するので注意。	落葉高木 花期は4月と10月頃
13	サツキツツジ 	一般的な公園・庭園的（刈り込み）な植栽。	○	容易	普通	中	毎年花をつけるには刈り込みが必要。剪定に強い。	常緑低木 一般的に0.5～1.0m未満程度
14	オムラサキツツジ 	公園・庭園的な植栽。 水辺によくあうツツジの代表。	◎	容易	普通	中	毎年花をつけるには刈り込みが必要。剪定に強い。	常緑広葉樹（低木類）
15	ムラサキシキブ 	歴史的（紫式部）のイメージと山間を演出する低木の象徴として植栽。 林縁部に棲息。	○	容易	困難	中	雑草に負けるので管理が必要。剪定が繊細で手間がかかる場合有り。	落葉広葉樹（低木類）
16	コムラサキシキブ 	歴史的（紫式部）のイメージと山間を演出する低木の象徴として植栽（繊細で園芸的）	推	容易	困難	中	雑草に負けるので管理が必要。剪定が繊細で手間がかかる場合有り。	落葉広葉樹（低木類）

植栽の選定 【対話集会から出た意見】

NO	名 称	植栽の景観 イメージ	植栽管理からみた評価					種 類
			評価	植付	剪定	対病虫害	留意点	
17	ユキヤナギ 	水際や植栽地の足元を白い花で飾る植栽。ライン状や一群の固まりでよく演出される。	○	容易	困難	中	生長が早く通年は毎年数回（2回以上）の剪定が必要。	落葉低木 花期は4月上旬
18	レンギョウ 	春ユキヤナギと同時期に黄色の鮮やかな花をつける。	○	容易	困難	中	生長が早く通年は毎年数回（2回以上）の剪定が必要。	落葉低木 花期は4月上旬
19	ヤマブキ 	枝・葉の密度が粗で繊細。林縁部や水辺にもよく見られる。	○	容易	困難	中	生長が早く通年は毎年数回（2回以上）の剪定が必要。	落葉低木 花期は4～5月頃

樹種が有する一般的性質		
用途	性質	備考
公園樹・庭木・景観木	生育は速い。 耐煙性が強い。	花期には細かい葉と同時に花をつける。 海辺や道路・工業地にもよく植えられる樹種。 剪定・害虫の防除は他の桜と同じ。
公園樹・庭木・景観木	生育は速い。	4月と10月に花をつけるのでそれぞれ花期の後必ず追肥をする必要がある。 剪定・害虫の防除は他の桜と同じ。
街路樹・公園樹 刈り込み用・玉物	乾燥・湿潤を問わない 生長はやや遅い。 耐煙性は強い。	
公園樹・庭木 刈り込み用・玉物	水辺によく生育するが、基本的に乾・湿を問わない。	生長はサツキツツジに比べて速いため、剪定回数が多くなる時期がある。
庭木（街路植樹にはほとんど使用しない）	生長は速い。 花は5～6月 紫色の実は秋後半頃。	野趣のおもむきがありやや日なた向きの植栽。
庭木（街路植樹にはほとんど使用しない）	生長は速い。 花は5～6月 紫色の実は秋後半頃。	一般的に多い園芸品種。白色（藤色）の実をつけるのは上記のムラサキシキブ。 濃い紫色の実をつけるのはコムラサキシキブ。

樹種が有する一般的性質		
用途	性質	備考
公園樹・庭木 街中～公園・庭園によく用いられる。	乾燥・湿潤を問わない。 生長は速い。 刈り込みに強い。 耐煙性が強い。	通年の剪定が必要。 4月花が一斉に満開になる。 後は繊細な緑で水辺や植栽地を下垂する。
公園樹・庭木・街路植樹 街中～公園・庭園によく用いられる。	乾燥・湿潤を問わない。 生長は速い。 刈り込みに強い。 耐煙性が強い。	通年の剪定が必要。 公園・街路用はほとんどチョウセンレンギョウが主流。
公園樹・庭木 街路植樹にはあまり見られない。	生長は速い。 乾燥地に弱い。 耐煙性が強い。	通年の剪定が必要。 花は八重の種類もある。

NO	名 称	植栽の景観 イメージ	植栽管理からみた評価					種 類
			評価	植付	剪定	対病害虫	留意点	
20	 タニウツギ	水辺の日当たりのよい場所に生育する。	○	容易	困難	中	生長が早く通年は毎年数回（2回以上）の剪定が必要。	落葉低木 花期は5～6月頃
21	 トキワマンサク	濃い色の花や葉をしている。主に観賞用。（通常、庭木の場合2m程度にして植栽管理）	◎	容易	普通	中	乾燥地には不向き。	常緑中高木 花期は5月頃 冬期に葉が半落葉
22	 オオデマリ	和風の庭先によく用いられ、丸い花の固まりが特徴。	○	容易	困難	中	生長が早く繊細な剪定が必要。	落葉低木 花期は5月頃
23	 コデマリ	和風の庭先によく用いられ、丸い花の固まり（オオデマリより小振）が特徴。	○	容易	困難	中	生長が早く繊細な剪定が必要。	落葉低木 花期は5月頃
24	 サルスベリ	春のサクラに対して夏の花として代表的な樹種。里山には大木がよく見られ、街中では2～3m程度が洋風ガーデンにも用いられる	○	普通	普通	中	近年の猛暑（高温高湿）で害虫（テッポウムシ）の被害が増えている。	落葉高木 花期は7月～8月
25	 サザンカ	葉の緑色が深く濃い。真冬に鮮やかな白や赤の花をつける。	◎	容易	普通	中	生長が遅く剪定に手間がかからない。	常緑小高木 花期は12月～3月初め

要管理植生 【対話集会・協議会で出た意見】

NO	名 称	植栽の景観 イメージ	植栽管理からみた評価					種 類
			評価	植付	剪定	対病害虫	留意点	
26	 アカメヤナギ	琵琶湖・瀬田川の水際に広く自生する大型の植生。（高木になる）春に新芽が赤くなる。自然度の指針になる水辺の緑。	◎	容易	普通	中	根の張りが深くないため、土砂流出による倒木に留意する。	落葉高木（新芽） 
27	 ヨシ	琵琶湖・瀬田川の水際に広く自生する水性植物。近江らしい風情があり、自然度の指針にもなっている水辺の緑。	◎	容易	普通	中	浮遊ゴミ付着による窒息を防ぐため、水面の清掃等に留意する。	多年生草本

樹種が有する一般的性質		
用 途	性 質	備 考
公園樹・庭木 街路植樹にはあまり見られない。	生長は速い。 耐煙性が強い。 湿潤地を好む。	通年の剪定が必要。 背丈が2m以上になり視界を遮ってしまう。
庭木 街路植樹にはあまり見られない。	生長はやや遅い。 湿潤地を好む。	一部の葉は常にやや赤色を帯びている。 自生の場合はよく水辺・川辺近くに群生している。
庭木 街路植樹にはあまり見られない。	生長は速い。	
庭木 街路植樹にはあまり見られない。	生長は速い。	枝に花がつくと下垂状態になる。
公園樹・庭木・景観木	生育は普通。 耐乾燥だが、害虫に弱い。	夏期の鮮やかな花（白・赤・桃色）や幹肌も美しい樹木。 昨今の高温な夏や秋口の気温で害虫が多く発生し、早期（夏前から）の薬散管理が必要。
公園樹・庭木・（単木の場合は景観木）・生垣	生育はやや遅い。 日なた日陰どちらでも生育する。 耐剪定。	夏期が終わると花びらが周辺に散る。（カンツバキはサザンカの種類） 花の色は白・赤・斑ら・桃色等。 ^{しゅへい} 生垣によく使われる。（密度高、遮蔽性有）

樹種が有する一般的性質		
用 途	性 質	備 考
景観木・水辺植生	生育は速い。 	従来の植生の流防対策が必要。また河床のしゅんせつ工事の際、群植域をどのように扱うか検討が必要。
水辺植生・工芸品（簾、屋根材他）・水質浄化の植物	生育は速い。 	通常時の清掃の必要性有り。 通年の刈り込みが必要。 

全
体
意
見

(みどりの目標イメージ)

- 第一に「生命保護・財産を守ること」：防災の意識をもった植栽を行う
- 第二に「景観」：統一性をもち、色鮮やかにする。四季折々の植物が流れるように(移り変わるように)一年を彩る
- 第三に「管理すること」：看板で呼びかけ、皆で対応する

- ・水辺の連続性を確保するた
- ・水際の自然木(草)を保全、
- ・エリアによって常緑樹中心

みどりの方向性

ビルなどはみどりの中に包みたい

瀬田川堤外地側へ積極的に高木を植栽する方法の検討(掘込河道であるため)

今の残り少ないみどりは大切に！
目で見て水とみどりが一体となるように！

道路の全線にサクラ以外にはマツ林にしてはどうか

散策路沿いの植栽は、歩いて楽しい道となるようドラマチックな演出必要

水際の自然木(草)を保全、積極的に育成する

四季折々に楽しめる配慮をする

親水護岸であるが、もう少しみどりがあつたほうがよい(日陰がほしい)

線ではなく面的にみどりを配置

みどりに量は必要

エリアによって常緑樹中心や落葉樹中心の植栽

鹿跳エリア以外は常落混在にしてほしい

ふさわしいみどり

ユキヤナギ、レンギョウ、ツツジ類、ヤマブキ、ウツギ(タニウツギ)、トキワマンサク(生態系に配慮・樹種)
オオデマリ、コデマリ、サルスベリ、サザンガ

(四季折々の花を楽しめる)色の移り変わり・来た人も住む人にも美しく

冬はさみしいので冬に咲く花も入れては

サクラの品種はソメイヨシノ以外の、日本古来の品種が望ましい

1. 唐橋エリア

(みどりの目標イメージ)

- ・瀬田の夕照(浮世絵)にあつたみどり
- ・橋とみどり(常緑・針葉樹)
- ・唐橋と調和のとれたみどり
- ・水に映つた景色も意識する
- ・写真写りの良い風景

みどりの方向性

唐橋周辺は近江八景の浮世絵から参考にする(瀬田の夕照)

ふさわしい植物

- ① 冬季の植栽景観に配慮するため、サクラの間にマツの植栽
- ② 唐橋の背景となるヤナギ・サクラなど

2. 石山寺エリア

(みどりの目標イメージ)

- ・石山の秋月(浮世絵)にあつたみどり
- ・人が楽しめる風景
- ・今の豊かな水辺のみどりの維持保全
- ・サクラによる四季の風情が映える
- ・公園を整備して五感で楽しめる場所

みどりの方向性

石山寺周辺は近江八景の浮世絵から参考にする(石山の秋月)

ふさわしい植物

- ⑧ 斜面にスイセン(冬季)
- ⑨ 422号の新設道路に、左岸のようにサクラだけでなくモミジを植える
- ⑩ ナンキンハゼは在来種ではないとの批判があるが、紅葉し瀬田川に合う

3. 洗

(みどりの)

・次の世

み

- ②1 対岸から植栽による
- ②2 右岸側も感じられる
- ②3 常緑・落(石山寺)
- ②4 秋、冬にツを植え

個
別
意
見



まちなみとの調和

- ③ 中ノ島はみどりを植えていただきたい
建物が高く、景観が悪い(中ノ島下流)

昔のみどり

- ④ 昔、唐橋公園はかなり広い範囲、マツ林であつた
- ⑤ 中ノ島の青年会館が無い頃は、草花があつた

まちなみとの調和

- ⑮ (手入れされず放置されたカヤックの建物)
- ⑯ (早期に廃屋の撤去(橋本付近))

まち

- ⑲ 紅葉
- ⑳ サクラ
- ㉑ 家等が

ゴミ

- ⑥ フェンスでゴミをおさえる
- ⑦ 川辺に落ちているゴミを減らすべき(ヨシ帯のゴミ)

みどりの管理

民家の家ウラに植栽(市、県による苗木の支給)

ゴミ

- ⑰ 川辺に溜まるゴミの除去(川辺のゴミの回収)

みどりの管理

- ⑱ 樹形がみだれたり枯れたりしているものがある(瀬田5丁目)
- ⑲ ツツジに文字の刈込み(石山寺港付近)
- ⑳ 大津放水路付近の利活用と付近の空地の公園整備・護岸の小段に植栽

めのヨシ帯
積極的に育成する
や落葉樹中心の植栽

・今の残り少ないみどりは大切に！
・散策路沿いの植栽は、歩いて楽しい道となるようドラマチックな演出必要
・鹿跳エリア以外は常落混在としてほしい

・目で見て水とみどりが一体となるように！

水辺の保全

水辺の連続性を確保するためのヨシ帯

まちなみとの調和

(マンションなど周辺のスカイライン・配色などを考慮すべき)

ゴミ・マナー

(瀬田川に流れてくるゴミを少なくする)
(鳥害・フィッシング客が集まる(路肩に駐車する)(ゴミの問題))

(流域全般で見られるが瀬田川利用客がゴミを放置しているのが見受けられる)
(ゴミに妨げられ、水面に浮かぶ植物が育たない)

その他

(既存散策路の管理徹底)
(コンクリートを感じさせない護岸工法の検討)

みどりの管理

植栽をする場合、エリアごとに花壇等設け、自治会、老人会、住民有志に管理してもらおうオーナー制、アドプト制度をもうけたらどうか

堰エリア

目標イメージ)
代に残せるみどりの植栽・洗堰との調和

どりの方向性

の眺めが良くないので、改善必要(平津法面)
左岸側同様、四季ごとに植栽をすべき
葉の混在(田園エリア)
みどりがあるようにクロマ(サクラが多すぎる)

ふさわしい植物

- 25 コムラサキシキブ
- 26 宇治発取水口のサクラを残したい
- 27 河川事務所から見た洗堰、クロマツがいいと思う
- 28 平津峠周辺、ナンキンハゼを増やしたい

4. 田園エリア

(みどりの目標イメージ)
・今の景色を残す ・安全にみどりを楽しめるエリア

守るべき自然環境

- 35 ヨシ帯を守るには、水位との関連が重要
瀬田川を浚渫する場合は、①ヨシの保全
②エリア設定と手法の検討必要
- 36 堤防の水辺に砂洲ができ、そこにヤナギやヨシが群落を作っている(人工的な堤防を補っており、ほっとする)

水辺の保全

- 37 魚道の設置
セタジミの保護(砂の保全)
昔ながらのものがなくなるので保護する

5. 鹿跳溪谷エリア



なみとの調和

する夕照の道の街路樹
並木を守る(平津)
見えるところは常緑樹で

昔のみどり

- 32 昔あった洗堰上流右岸側のマツ林の回復

みどりの管理

- 33 学校通学路周辺は防犯対策として適切な植栽管理

その他

- 34 人の肩幅の確保をした設計に(大戸川通り抜け箇所)

凡例

- 守り続けたいみどり
- みどりを美しく見せるために、改善すべき点
- 昔あったみどりで、なくなって惜しかったと思うもの
- () 植生で出てきた、その他の意見
- 数字：個別意見箇所



瀬田川水辺協議会委員

役 職	区 分	委 員 氏 名		所 属	
会 長	学 識 経 験 者	山 崎 正 史	H15年度～H18年度	立 命 館 大 学 教 授	
副 会 長	学 識 経 験 者	川 崎 雅 史	H15年度～H18年度	京 都 大 学 助 教 授	
	利 用 者 代 表	徳 永 毅	H15年度～H18年度	石 山 観 光 協 会 副 会 長	
委 員	地 元 住 民 代 表	田 中 豊 治	H15年度	晴 嵐 学 区 自 治 連 合 会 会 長	
		目 片 允 章	H16年度～H18年度		
		横 田 高 和	H15年度	瀬 田 南 学 区 自 治 連 合 会 会 長	
		小 坂 憲 二	H16年度～H17年度		
		安 土 吉 昌	H18年度		
		堀 井 三 清	H15年度～H18年度		
		廣 瀬 修	H15年度～H18年度	石 山 学 区 自 治 連 合 会 会 長	
		上 田 利 明	H15年度～H17年度	田 上 学 区 自 治 連 合 会 会 長	
		宇 野 宏	H18年度	南 郷 学 区 自 治 連 合 会 会 長	
		中 山 晋	H15年度～H18年度	大 石 学 区 自 治 連 合 会 会 長	
	利 用 者 代 表	青 山 忠 勝	H15年度～H17年度	南 郷 観 光 協 会 会 長	
		加 藤 泰 朗	H15年度～H17年度	瀬 田 川 流 域 観 光 連 盟 会 長	
		鷺 尾 遍 隆	H18年度		
		奥 村 功	H15年度～H18年度	滋 賀 県 ポ ー ト 協 会 副 理 事 長	
		上 林 賢 一	H15年度～H17年度	瀬 田 商 工 会 事 務 局 長	
		中 山 安 正	H18年度	瀬 田 商 工 会 会 長	
		長 田 稔	H15年度～H18年度	湖 南 漁 業 協 同 組 合 組 合 長	
	自 治 体 関 係	大 伴 泰 明	H15年度～H16年度	滋 賀 県 土 木 交 通 部 主 席 参 事 (河 港 課)	
		植 田 彰	H17年度	滋 賀 県 土 木 交 通 部 課 長 (河 港 課)	
		勢 田 昌 功	H18年度	滋 賀 県 土 木 交 通 部 技 監 (河 港 課)	
		中 村 傳 一 郎	H15年度	滋 賀 県 土 木 交 通 部 都 市 計 画 課 参 事	
		鈴 木 俊 一 郎	H16年度～H17年度		
		梶 岡 聡	H18年度		
		橋 本 久 志	H15年度	滋 賀 県 土 木 交 通 部 都 市 計 画 課 課 長 補 佐	
		中 野 茂	H16年度～H18年度	大 津 市 公 園 緑 地 課 長	
		岡 本 陸 奥 夫	H15年度	大 津 市 環 境 部 次 長	
		田 井 中 勲	H16年度	大 津 市 環 境 部 課 長	
		高 木 治 美	H17年度～H18年度	大 津 市 環 境 部 管 理 監 (環 境 保 全 課)	
		川 端 二 郎	H15年度～H18年度	大 津 市 河 川 課 参 事	
		河 川 管 理 者	児 玉 好 史	H15年度	琵琶湖河川事務所 事務所長
			河 村 賢 二	H16年度～H18年度	

※上記の委員の他、ルール作成部会では、滋賀県警察本部地域課、滋賀県自然環境保全課(琵琶湖レジャー対策室)に委員としてご協力いただき、「瀬田川との約束・部会案」を作成いたしました。



あとがき

名山という言い方があっても名川とは言わないが、瀬田川は名川と呼ぶべき川であろう。

「瀬田の唐橋」という名称は中世以降とされるが、古くは日本書紀に登場し、壬申の乱、源平合戦など多く戦いの戦場となった。古代以来の交通の要衝で、東海道が通った。瀬田の唐橋は「瀬田夕照」として、紫式部が暮らしたことのある石山寺は「石山秋月」として「近江八景」の一つに数えられ、多くの名画がこれらを題材に描かれてきた。さらに言えば、瀬田川は深山のような鹿跳溪谷を抜けると世界遺産平等院の前を流れる宇治川となる。歴史文化の由緒深い名川である。

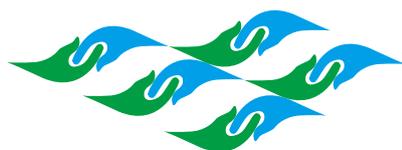
20世紀を通して、日本の川は土木技術によって洪水から飛躍的に守られ安全になった。しかし一方で、住民が親しみ、風景美を楽しむ場所としての配慮が忘れられがちになり、人々から疎遠な存在になったことも否めない。河川法が改正され、再び河川が人々と親しい関係を取り戻すことができる時代を迎えた。河川は河川敷内だけで存在するものではない。琵琶湖河川事務所のはからいで、瀬田川のあるべき姿を、近隣の住民組織代表者と、滋賀県・大津市を加えて考えてゆく「瀬田川水辺協議会」が設置され、3年にわたり、熱心な討議が行われてきた。こうした会議には珍しく、毎回、多くの傍聴者の参加をいただいた。また住民から直接意見を聞く「対話集会」が並行して開催され、ここでも多くの市民の参加と発言があった。これらのことは、瀬田川がいかに住民との親しい関わりが営まれてきた川であったかを示すものであろう。

この冊子『瀬田川のあるべき姿』は、こうした経緯でまとめられたものである。今後の瀬田川一帯の環境整備に生かされるよう期待したい。

協議会の構成は次に示すとおりである。川崎雅史京都大学助教授と石山観光協会副会長・徳永毅委員に副会長として補佐していただき、出席者の方々の熱心な参加をいただいたことに感謝の意を表したい。

2007年3月

瀬田川水辺協議会会長
山崎正史（立命館大学教授）



瀬田川水辺協議会

瀬田川水辺協議会

晴嵐学区自治連合会、瀬田南学区自治連合会
石山学区自治連合会、田上学区自治連合会
南郷学区自治連合会、大石学区自治連合会
瀬田川流域観光連盟、石山観光協会、南郷観光協会
瀬田商工会、湖南漁業協同組合、滋賀県ボート協会
滋賀県、大津市
国土交通省琵琶湖河川事務所



瀬田川水辺協議会
イメージキャラクター
せたまるくん

●このパンフレットに関するお問合せ先及び意見・要望は下記までお寄せください。

〒520-2279 滋賀県大津市黒津 4-5-1

国土交通省 琵琶湖河川事務所 占用調整課内 「瀬田川水辺協議会 事務局」宛

TEL. 077-546-0844 (代表) FAX. 077-546-6540

HP <http://www.biwakokasen.go.jp/setagawamizube/>